

# 新型コロナワクチン「令和5年秋開始接種」の開始について

令和5年9月20日（水）から新型コロナワクチン接種「令和5年秋開始接種」が始まりますので、お知らせします。

## 1 実施期間

令和5年9月20日（水）～令和6年3月31日（日）

## 2 接種費用

無料（自己負担なし）

## 3 接種対象者

初回接種を完了した生後6か月以上の方

※ 初回接種は、生後6か月～4歳は1～3回目接種、5歳以上は1・2回目接種

※ 接種間隔は、前回接種から3か月以上

## 4 使用ワクチン

オミクロン株（XBB.1.5）対応ワクチン（ファイザー社、モデルナ社）<sup>（※）</sup>など

※ 現在の流行主流株に対応した新しいワクチンです。

## 5 接種場所

市内医療機関約1,700か所及び臨時集団接種会場（横浜市役所内）1か所

## 6 接種券

令和5年5月8日以降に追加接種（3回目以降の接種）を

受けた方	令和5年9月11日（月）から新しい接種券を順次発送します。
受けていない方	お手元の接種券を使用して接種ができます。

※ 接種券を紛失・破棄した場合について

市ウェブページから再発行申請するか、ワクチン接種コールセンター（TEL0120-045-070）にお問合せください。

※ 初回接種を完了した生後6か月～4歳の方は、令和5年10月2日（月）から新しい接種券を順次発送します。

## 7 予約方法

医療機関ごとに予約方法が異なります。

(1) 医療機関への直接予約

(2) 市の予約システム (Web・LINE)、予約コールセンターを利用した予約

※ インターネットでの予約が困難な方を対象に、市内郵便局や区役所ワクチン相談員による予約代行を実施します。

※ 耳の不自由な方でインターネットでの予約が困難な方を対象に、FAX 予約を実施します。

## 8 予約開始日 (医療機関へ直接予約する場合を除く)

対象	受付開始日時
高齢者 (65 歳以上の方)、基礎疾患のある方等 (5~64 歳) ※ 予防接種法の努力義務が適用される方	令和 5 年 9 月 13 日 (水) 午前 9 時~
上記対象に該当しない方	令和 5 年 9 月 19 日 (火) 午前 9 時~

### 【添付資料】

「新型コロナウイルス ワクチン NEWS No. 21」

(令和 5 年 8 月 25 日発行)

### お問合せ先

#### 【ワクチン接種全般について】

横浜市新型コロナウイルスワクチン接種 コールセンター Tel : 0120-045-070

#### 【本資料について】

医療局 健康安全課 ワクチン接種調整等担当 Tel : 045-671-4841

# ワクチンNEWS No.21

令和5年8月22日現在、国から示された方針等に基づき作成しています。

## 秋開始接種が始まります 9月20日～3月31日



### 無料で受けられます

#### 対象者

初回接種を完了した生後**6**か月以上の方

※初回接種は、生後6か月～4歳は1～3回目接種、5歳以上は1・2回目接種

※接種間隔は、前回接種から3か月以上

#### 使用ワクチン

オミクロン株(XBB.1.5)対応ワクチン(ファイザー社・モデルナ社) <sup>(※)</sup> など

**Point** ※ 流行主流株に対応した新しいワクチンです

#### 接種場所

市内医療機関



接種できる  
医療機関の  
検索はこちら

#### 接種券

5/8以降に追加接種(3回目以降の接種)を

・受けた方 ————— 9月11日(月)から順次発送

・受けていない方 —— お手元の接種券を使用

紛失した方  
は裏面参照

#### 予約方法

医療機関ごとに予約方法が異なります

① 医療機関への直接予約

② 市の予約システム・コールセンターを利用した予約

※ 区役所等で予約代行を実施しています(②で予約できる医療機関のみ)

#### 予約開始日

※医療機関へ  
直接予約をする  
場合を除く

対象	受付開始日時
・高齢者(65歳以上の方) ・基礎疾患のある方等(5～64歳)	9月13日(水)午前9時
・上記対象に該当しない方	9月19日(火)午前9時

## 乳幼児（生後6か月～4歳）の追加接種が始まります

**対象者** 初回接種（1～3回目接種）を完了した方

**接種間隔** 前回接種から3か月以上

**使用ワクチン** オミクロン株（XBB.1.5）対応ワクチン（ファイザー社）  
※ 乳幼児用

**接種券** 10月2日（月）から対象者へ順次発送  
※ 接種券が届き次第、予約できます



乳幼児接種のページはこちら

## 初回接種で使用するワクチンが変わります

9月20日（水）以降に初回接種を受ける方には、オミクロン株（XBB.1.5）対応ワクチン（ファイザー社）を使用します。

詳細は、横浜市ウェブサイト「新型コロナワクチン（特設ページ）」をご確認ください。



### 接種券を紛失・破損した方

市ウェブページから再発行申請するか、ワクチン接種コールセンター（0120-045-070）にお問合せください。

再発行申請はこちら



### 春開始接種が終了します

春開始接種（対象者限定）は、9月19日（火）で終了します。接種を希望の方は、早めの予約をご検討ください。



## 横浜市 新型コロナワクチン接種コールセンター

**予約** ☎ 0120-045-112 📠 045-550-4226（耳の不自由な方専用）

**問合せ** ☎ 0120-045-070 📠 050-3588-7191（耳の不自由な方専用）

**受付時間** 予約・一般的なご相談 ————— 毎日9時～19時  
小児・乳幼児接種に関するご相談 ————— 毎日9時～18時

**対応言語** English、中文、한국어、Tiếng Việt、  
नेपाली、Português、Español、日本語

※11月以降、コールセンターの受付曜日・受付時間を変更する可能性があります。※おかけ間違いにご注意ください。

最新情報は  
こちら

横浜市ウェブサイト  
新型コロナワクチン（特設ページ）  
横浜市 ワクチン接種 🔍



プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大について

1 趣旨

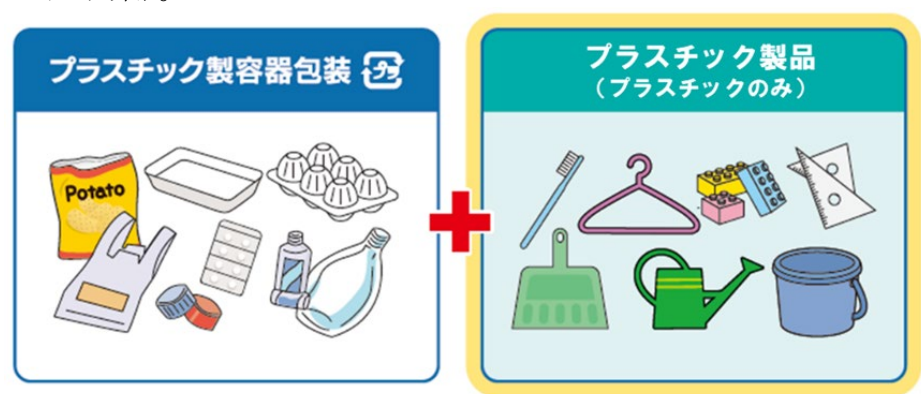
温室効果ガスを削減するために、現在燃やすごみとして焼却処理している、プラスチック製品を新たに分別収集します。

2 新たに分別収集するプラスチック製品

ハンガーやバケツなど、プラスチックのみでできた製品  
 (※金属などとの複合素材や合成繊維や合成ゴムなどは、引き続き燃やすごみ)

3 排出方法

既に分別していただいている、プラスチック製容器包装と同じ袋で、排出していただきます(週1回収集)。

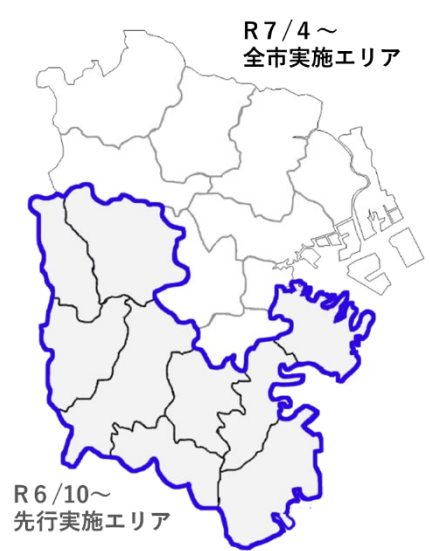


『プラスチック資源』として分別区分を新設  
 【プラスチック製容器包装とプラスチック製品】

4 開始時期

令和6年10月 先行実施  
 令和7年4月 全市実施

令和6年10月 先行実施		
中区	港南区	旭区
磯子区	金沢区	戸塚区
栄区	泉区	瀬谷区
令和7年4月 全市実施		
鶴見区	神奈川区	西区
南区	保土ヶ谷区	港北区
緑区	青葉区	都筑区



5 今後の予定

新たに分別収集するプラスチック製品の具体的な例を記載したチラシなどを製作し、十分な時間をかけて、丁寧に皆様に周知していきます。

## 6 その他

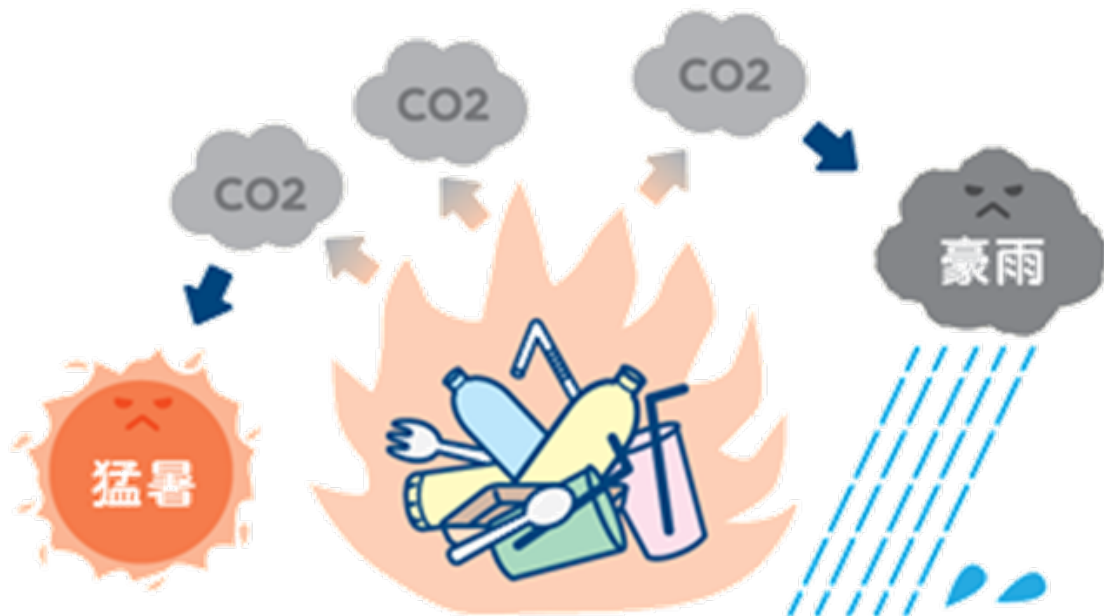
現在、本件を盛り込んだ「新たな一般廃棄物処理基本計画」の策定を進めており、計画策定に向けたパブリックコメントにて市民意見募集を予定しています。詳細は改めてお知らせいたします。

### 【参考①】 プラスチック資源の分別・リサイクルの流れ



### 【参考②】 地球温暖化とプラスチックを取り巻く状況

- 地球温暖化は、災害級の猛暑や記録的豪雨など、地球規模の気候変動を引き起こすとされています。
- プラスチックは燃やすと、地球温暖化の原因となる温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）を多く発生します。



燃やすごみからプラスチックを減らすことが「温室効果ガスの削減」につながります

### 第3期健康横浜21(素案) 全文の閲覧方法

▶ 第3期健康横浜21(素案)の全文は、横浜市健康福祉局健康推進課ホームページからご覧いただけます。

URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/kenkozukuri/21/naiyo/3rd/soan.html>

第3期健康横浜21(素案) 🔍



▶ 次の場所で、第3期健康横浜21(素案)の全文を冊子でご覧いただけます。

- 各区役所広報相談係
- 市民情報センター(横浜市庁舎3階)
- 横浜市健康福祉局健康推進課(横浜市庁舎15階)

### 御意見の募集期間

令和5年9月27日(水)～10月27日(金)

いずれかの方法で、御意見をお寄せください。

- 1 市電子申請・届出システム入力フォーム
- 2 Eメール [kf-kenkouyokohama@city.yokohama.jp](mailto:kf-kenkouyokohama@city.yokohama.jp)
- 3 FAX 045-663-4469
- 4 ハガキ 下のハガキを切り取って御利用ください。切手は不要です。(10月27日 消印有効)



市電子申請・届出システム入力フォームはこちらから

2 Eメール、3 FAXの場合は、件名に「第3期健康横浜21意見」と明記してください。

#### 【注意事項】

- いただいた御意見は、計画策定の参考にさせていただきます。また、個人情報を除き、いただいた御意見の概要と、それに対する本市の考え方をまとめ、後日、ホームページで公表します。御意見への個別の回答はいたしませんので、御了承ください。
- 御意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭による御意見は受け付けておりません。
- 御意見の提出に伴い取得したEメールアドレス、FAX番号等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、本件に関する業務にのみ利用させていただきます。

### お問合せ

#### 横浜市健康福祉局健康推進課

〒231-0005  
 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
 TEL:045-671-2454 FAX:045-663-4469  
 ✉ [kf-kenkouyokohama@city.yokohama.jp](mailto:kf-kenkouyokohama@city.yokohama.jp)

令和5年9月発行

皆様の御意見をお寄せください

募集期間

令和5年 9月27日(水)～  
10月27日(金)

第3期

パブリックコメント

# 健康横浜21〈素案〉

～横浜市健康増進計画・歯科口腔保健推進計画・食育推進計画～



## 第3期 健康横浜21とは 計画期間 令和6年度(2024年度)～令和17年度(2035年度)の12年間

横浜市民の最も大きな健康課題の一つである生活習慣病の予防を中心とした、総合的な健康づくりの指針です。健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」を軸に、関連する分野の計画として、横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例に基づく「歯科口腔保健推進計画」、食育基本法に基づく「食育推進計画」の3つの計画を一体的に策定します。

### 基本理念 「共に取り組む生涯を通じた健康づくり」

乳幼児期から高齢期まで継続した生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防や重症化予防、健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくりに、市民、関係機関・団体、行政が共に取り組むことにより、誰もが健やかな生活を送ることができる都市を目指します。



郵便はがき

2 3 1 - 8 7 9 0

0 0 5

料金受取人払郵便

横浜港局  
承認

9352

差出有効期間  
令和5年11月  
15日まで  
(郵便切手不要)

横浜市中区本町6-50-10  
横浜市健康福祉局健康推進課  
健康横浜21担当 行



✂ キリトリ線

回答されるあなたの情報を教えてください

住所	<input type="checkbox"/> 横浜市( )区	<input type="checkbox"/> 市外	
年代	<input type="checkbox"/> 10代以下	<input type="checkbox"/> 20代	<input type="checkbox"/> 30代
	<input type="checkbox"/> 40代	<input type="checkbox"/> 50代	<input type="checkbox"/> 60代
	<input type="checkbox"/> 70代以上		

# 第3期 健康横浜21 ～共に取り組む生涯を通じた健康づくり～

◆：新規又は拡充

取組領域	取組テーマ
生活習慣の改善に向けた取組	栄養・食生活
	歯・口腔
	喫煙
	◆ 飲酒
	運動
	休養・こころ
生活習慣病の発症予防や重症化予防の取組	◆ 暮らしの備え
	健康診査
	がん検診
	◆ 歯科健診
	◆ 糖尿病等の疾患

## — 市民の皆様に取り組んでいただきたいこと — ライフステージ別の市民の行動目標

育ち・学びの世代	働き・子育て世代	稔りの世代
1日3食、栄養バランスよく食べる		
適正体重を維持する		
しっかり噛んで食後は歯みがき	「口から食べる」を維持する	
タバコの害を学ぶ・吸い始めない	禁煙にチャレンジ	
飲酒のリスクを学ぶ・飲み始めない	適度な飲酒量を知る・「飲み過ぎない」を心がける	
体を動かすことを楽しむ	日常の中で「こまめに」動く	
	定期的に「しっかり」運動する	
早寝・早起き、ぐっすり睡眠	睡眠の質を高める・ストレスに気付き、対処する	
	つながりを大切にする	
自然災害等の「もしも」の健康リスクに備える		
屋内で生じる「まさか」の事故を防ぐ		
1年に1回、健診を受ける		
定期的ながん検診を受ける		
定期的に歯のチェック		
検査結果に応じた生活習慣の改善・早期受診・治療継続		

取組領域	取組テーマ
新たに設定 健康に望ましい 行動を取りやすくする 環境づくり	◆ 食環境づくり
	◆ 給食施設の栄養管理
	◆ 受動喫煙防止対策
	◆ 職場における健康づくり

## — 市民の皆様を取り巻く環境へのアプローチ — 環境づくりの目標

健康への関心の有無にかかわらず、誰もが栄養バランスのよい食事を選択できる食環境を、食品関連事業者等と連携し整える
給食施設がその利用者を対象に、食事の提供を通して、健康の保持増進、疾病の予防、望ましい食習慣の形成を行うことができる環境を整える
あらゆる場において市民が受動喫煙をする機会を減らす
健康経営に取り組む事業所を増やす 健康経営の取組により従業員の健康状態が改善したと感じる事業所を増やす

## ■ 市民の皆様の健康づくりを支えるために、行政が中心となって関係機関・団体の皆様とともに重点的に推進する取組

将来を見据えた健康づくりの強化				自然に健康になれる環境づくり		デジタル技術等の更なる活用	誰も取り残さない健康支援		地域人材の育成／活動支援
職場を通じた健康づくり	女性の健康づくり応援	青年期からの意識啓発	健康を守る暮らしの備え	食環境づくり	禁煙支援・受動喫煙防止	健康状態の見える化と行動変容の促進	糖尿病等の重症化予防	健康格差を広げない取組	地域のつながりで行う健康づくり

## 歯科口腔保健の推進（歯科口腔保健推進計画）

生涯を自分の歯で過ごし、健康を維持していくために「生涯を通じて食事や会話ができる」を基本目標とし、それを実現するため、歯科口腔保健にかかる健康行動の中から、2つの行動目標を設定します。

行動目標1  
むし歯・歯周病を予防する

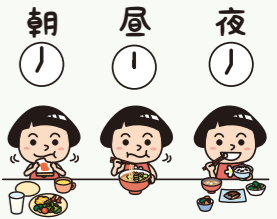
行動目標2  
口腔機能の健全な発育・発達・維持向上に努める



## 食育の推進（食育推進計画）

「食を通して健康と豊かな人間性を育み、活力ある横浜を創る」を基本理念とし、それを実現するため、2つの基本目標を設定します。

基本目標1  
おいしく楽しい「食」や食環境づくりの推進が、市民一人ひとりの生涯を通じた健康を支える（健康増進の視点）



基本目標2  
食の多様性や横浜らしい食文化を継承し、食に関する持続可能な環境を整える（社会・環境・食文化・食の安全の視点）



第3期 健康横浜21（素案）について  
自由に御意見をお寄せください。

キリトリ線



## 災害用備蓄食料の無償配布（有効活用）について

日頃から横浜市の防災対策にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。  
横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等、  
防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

### 1 お配りする備蓄食料

- |                  |                   |    |
|------------------|-------------------|----|
| (1) 保存パン 20食入り   | 1,300箱 (26,000食)  | 程度 |
| (2) 水缶詰 24本入り    | 5,800箱 (139,200本) | 程度 |
| (3) おかゆ 20食入り    | 2,700箱 (54,000食)  | 程度 |
| (4) クラッカー70食入り   | 500箱 (35,000食)    | 程度 |
| (5) ビスケット 100食入り | 700箱 (70,000食)    | 程度 |

#### 【参考】

##### ・保存パン

- ① 1箱当たりの食数：20食
- ② 賞味期限：2024年1月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：32cm×40cm×12cm／約2kg

##### ・水缶詰

- ① 1箱当たりの本数：24本
- ② 賞味期限：2024年8月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：27cm×40cm×13cm／約8kg

##### ・おかゆ

- ① 1箱当たりの食数：20食
- ② 賞味期限：2024年1月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：32cm×40cm×12cm／約5kg

##### ・クラッカー

- ① 1箱当たりの食数：70食
- ② 賞味期限：2024年1月または2月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：26cm×50cm×37cm／約7kg

##### ・ビスケット

- ① 1箱当たりの食数：100食
- ② 賞味期限：2024年8月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：24cm×39cm×28cm／約5kg

## 2 対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人は対象外とさせていただきます。

## 3 申込方法

### (1) 申込期間

令和5年9月25日（月）から令和5年10月15日（日）まで

### (2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』によりお申込みをお願いします。案内チラシに掲載されている URL または二次元コードよりアクセスいただき、必要事項を入力の上、お申込みください。

## 4 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）は、令和5年10月31日（火）午前9時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。

## 5 引渡場所

方面別備蓄庫や各区役所で引き渡しします。配布場所は、申込団体の所在地によってあらかじめ決まっておりますので、ご注意ください。

なお、各配布場所の地図につきましては、本市ウェブサイトに掲載します。

## 6 注意事項

- (1) 申込みは1種類のみとし、保存パン、水缶詰、おかゆは最大25箱まで、クラッカー、ビスケットは最大10箱までとします。
- (2) 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- (3) 備蓄品の配送は行っていませんので、引渡場所までお越しいただきますようお願い致します。
- (4) 配布した備蓄食料は、絶対に転売しないでください。
- (5) 賞味期限内に食べきり、期限が過ぎたものは処分をお願いします。
- (6) 備蓄食料の引渡後発生したごみ等については、申込いただいた各団体様で処分をお願いいたします。

担当：総務局地域防災課

避難支援担当 瀬戸、福田

TEL671-2011

# 災害用備蓄食料を 無償でお配りします！

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等の防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

## 1 お配りする備蓄食料

※ 申込みは1種類のみとし、保存パン、水缶詰、おかゆは最大25箱まで、クラッカー、ビスケットは最大10箱まで申込可能です。

### ① 保存パン 1,300箱 (26,000食) 程度

#### 【参考】

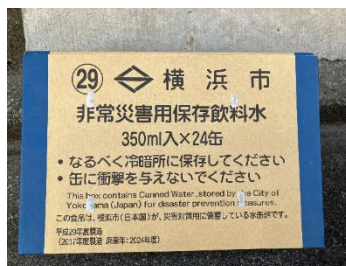
- ・ 1箱当たりの食数：20食
- ・ 賞味期限：2024年1月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ  
32cm×40cm×12cm／約2kg



### ② 水缶詰 5,800箱 (139,200本) 程度

#### 【参考】

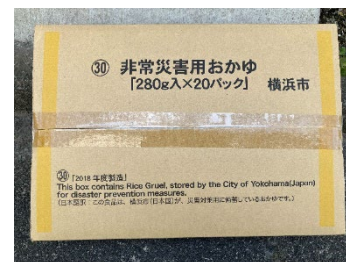
- ・ 1箱当たりの本数：24本
- ・ 賞味期限：2024年8月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ  
27cm×40cm×13cm／約8kg



### ③ おかゆ 2,700箱 (54,000食) 程度

#### 【参考】

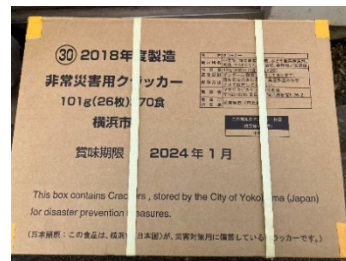
- ・ 1箱当たりの食数：20食
- ・ 賞味期限：2024年1月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ  
32cm×40cm×12cm／約5kg



### ④ クラッカー 500箱 (35,000食) 程度

#### 【参考】

- ・ 1箱当たりの食数：70食
- ・ 賞味期限：2024年1月または2月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ  
26cm×50cm×37cm／約7kg



### ⑤ ビスケット 700箱 (70,000食) 程度

#### 【参考】

- ・ 1箱当たりの食数：100食
- ・ 賞味期限：2024年8月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ  
24cm×39cm×28cm／約5kg



## 2 配布対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人は対象外とさせていただきます。

## 3 申込み・申込結果について

### (1) 申込期間

令和5年9月25日（月）～令和5年10月15日（日）

### (2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』によりお申込みをお願いします。下記の【URL】または【二次元コード】よりアクセスいただき、必要事項を入力の上、お申込みください。申込締切後、抽選結果を公表しますので、当選・落選の確認をお願いいたします。詳細は「(3) 抽選結果の公表」をご確認ください。

#### 【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/c3b508f9-5079-4fa6-9c8d-deae9bfa9c52/start>

#### 【二次元コード】



横浜市 無償配布

検索

### 【必ずご確認ください】

申請完了後の画面に表示される8ケタの「**申込番号**」は、申込みの**抽選結果の確認に必要となります。「申込番号」は後から確認ができませんので、必ず控えていただきますようお願いいたします。**（右の画面が表示されます）

申請の完了 サンプル

令和5年度 災害用備蓄食料の無償配布  
申込受付フォーム

申込を受け付けました。

【必ずご確認ください】  
以下に表示されている「申込番号」は、抽選結果の確認の際に必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。  
このページを閉じてしまうと、後から「申込番号」の確認はできなくなってしまうので、ご注意ください。

申込番号  
12345678

### (3) 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）については、**令和5年10月31日（火）午前9時頃、横浜市ウェブサイトにて公表いたします。**

**抽選結果の確認には、申込が完了した際に表示される「申込番号」が必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。**

ウェブサイトには、以下の【URL】または【二次元コード】よりアクセスできます。

#### 【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/jishin/bichikuhin/yukoukatuyo.html>

#### 【二次元コード】



## (4) 注意事項

- ア 申込みは1種類のみとし、保存パン、水缶詰、おかゆは最大 25 箱まで、クラッカー、ビスケットは最大 10 箱までとします。
- イ 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- ウ 備蓄品の配送は行っていませんので、引渡場所までお越しいただきますようお願い致します。
- エ 配布した備蓄食料は、絶対に転売しないでください。
- オ 賞味期限内に食べきり、期限が過ぎたものは処分をお願いします。
- カ 備蓄食料の引渡後発生したごみ等については、申しいただいた各団体様で処分をお願いいたします。

## 4 備蓄食料の配布場所

配布場所は、申込団体の所在地によってあらかじめ決まっておりますので、ご注意ください。  
各配布場所の地図につきましては、本市ウェブサイト※に掲載しています。

※前項「(3) 抽選結果の公表」に掲載した【URL】または【二次元コード】よりアクセスできます。

団体の所在地	配布場所	住所
鶴見区	入船方面別備蓄庫	横浜市鶴見区弁天町3-1
神奈川区		
西区	西区中央方面別備蓄庫	横浜市西区中央1-18
中区	南部方面備蓄庫	横浜市金沢区富岡東2-2-10
南区		
港南区		
保土ヶ谷区	保土ヶ谷土木事務所 神戸町資材置場	横浜市保土ヶ谷区神戸町198-5
旭区	南部方面備蓄庫	横浜市金沢区富岡東2-2-10
磯子区		
金沢区		
港北区	港北区役所	横浜市港北区大豆戸町26-1
緑区	緑区役所	横浜市緑区寺山町118
青葉区	青葉区役所	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4
都筑区	都筑区役所	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1
戸塚区	戸塚区役所	横浜市戸塚区戸塚町16-17
栄区	栄区役所	横浜市栄区桂町303-19
泉区	泉区役所	横浜市泉区和泉中央北5-1-1
瀬谷区	瀬谷区役所	横浜市瀬谷区二ツ橋町190

## 5 問合せ先

横浜市総務局地域防災課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

(電話) 045-671-2011

地区連合町内会会長 各位

社会福祉法人神奈川県共同募金会  
横浜市港北区支会 支会長 川島 武俊

## 共同募金運動における戸別募金の実施について（お願い）

時下 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素から共同募金運動に対しましてご配慮を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本年も10月1日から別紙「令和5年度共同募金運動実施要領」および「港北区年末たすけあい運動実施要綱」に基づき共同募金運動を実施いたします。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴地区内自治会町内会におかれましても、戸別募金の募集並びに取りまとめにご協力いただきたくお願い申し上げます。

なお、ご協力くださる地域の方々の健康・安全を第一とし、戸別訪問等による募集におきましては、地域の実情にあわせた柔軟なご対応をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

種別	赤い羽根共同募金	年末たすけあい
実施時期	10月1日（日）～3月31日（日）	11月1日（水）～12月31日（日）
協力依頼先	港北区内各自治会町内会	
目安額	¥27,216,915-	¥21,346,600-
資材送付先	各自治会町内会長宅（指定のあった場合は指定先）	
送付資材	①自治会町内会会長向け資料 ②班長向け資料 ③目安額一覧表 ④共同募金実施要領 ⑤あかいはね（協力者向け資料） ⑥払込取扱票（ゆうちょ銀行） ⑦払込取扱票について ⑧共同募金のお願い（班回覧資料） ⑨委嘱状 ⑩ポスター ⑪赤い羽根シート ⑫領収書 ⑬共同募金用募金封筒 ⑭税制上の優遇措置希望者名簿 ⑮表彰対象者名簿	①年末たすけあい用募金封筒 ②年末たすけあい実施要綱 ※年末たすけあい振込依頼票については地区社協会長へお渡しします。なお、大曾根、菊名、師岡、大倉山、篠原、城郷、新吉田あすなろについては単位町内会会長に地区社協会長よりお渡しします。
資材発送時期	9月20日（水）～順次	10月12日（木）～順次
送金締切	令和5年12月15日（金）	

【お問い合わせ】 共同募金会港北区支会(港北区社会福祉協議会内)  
担当：飯塚・中村  
TEL：045-547-2324 FAX：045-531-9561  
E-mail：hokuhoku@kouhoku-shakyo.jp

令和5年度 赤い羽根共同募金・年末たすけあい募金目安額一覧表

整理番号	地区	自治会・町内会	加入世帯(8月)	一般募金(目安)	年末たすけあい(目安)
0101	日吉	日吉本町東町会	3,500	847,875	665,000
0102	日吉	日吉本町西町会	4,540	1,099,815	862,600
0103	日吉	日吉町自治会	3,400	823,650	646,000
0104	日吉	日吉台町内会	570	138,210	108,400
0105	日吉	日吉町宮前自治会	3,900	944,775	741,000
0106	日吉	常盤会自治会	205	49,725	39,000
0107	日吉	下田町自治会	3,600	872,100	684,000
0108	日吉	サンヴァリエ日吉自治会	300	72,675	57,000
0109	日吉	コンフォール南日吉自治会	350	84,915	66,600
0110	日吉	箕輪町町内会	3,800	920,550	722,000
0111	日吉	日吉第7コーポ自治会	290	70,380	55,200
	<b>日吉 集計</b>		<b>24,455</b>	<b>5,924,670</b>	<b>4,646,800</b>

0201	綱島	綱島温泉町	600	145,350	114,000
0202	綱島	綱島中町自治会	830	201,195	157,800
0203	綱島	綱島東町自治会	2,290	554,880	435,200
0204	綱島	綱島東親和会	1,169	283,305	222,200
0205	綱島	綱島中央町会	1,250	302,940	237,600
0206	綱島	綱島上町自治会	2,920	707,370	554,800
0207	綱島	綱島親友会	720	174,420	136,800
0208	綱島	綱島西広町自治会	400	96,900	76,000
0209	綱島	綱和会	162	39,270	30,800
0210	綱島	北綱島自治会	210	51,000	40,000
0211	綱島	綱島住宅自治会	131	31,620	24,800
0212	綱島	綱島本町自治会	245	59,415	46,600
0213	綱島	グリーンサラウンドシティ自治会	910	220,575	173,000
0214	綱島	新吉会	200	48,450	38,000
	<b>綱島 集計</b>		<b>12,037</b>	<b>2,916,690</b>	<b>2,287,600</b>

0301	大曽根	大曽根上本町会	460	111,435	87,400
0302	大曽根	大曽根連合町内会 菰西会	213	51,510	40,400
0303	大曽根	真菰会	170	41,310	32,400
0304	大曽根	大曽根中町会	170	41,310	32,400
0305	大曽根	中央懇話会	236	57,120	44,800
0306	大曽根	大曽根親交会	250	60,690	47,600
0307	大曽根	大曽根六地区町会	280	67,830	53,200
0308	大曽根	翼会	45	10,965	8,600
0309	大曽根	大曽根上町会	260	62,985	49,400
0310	大曽根	親和会	130	31,620	24,800
0311	大曽根	大曽根東会	180	43,605	34,200
0312	大曽根	大曽根本町町会	100	24,225	19,000
0313	大曽根	大曽根連合会 大友会	191	46,155	36,200
0314	大曽根	大曽根新生会	79	19,125	15,000
0315	大曽根	大曽根連合会 桃友会	70	17,085	13,400
0316	大曽根	盟友会	145	35,190	27,600
0317	大曽根	大曽根北部自治会	281	68,085	53,400
0318	大曽根	大曽根南台町内会	151	36,465	28,600
0319	大曽根	大曽根自治連合あけぼの	247	59,925	47,000
0320	大曽根	ガーデンズ会	280	67,830	53,200
0321	大曽根	ドレッセ大倉山自治会	124	30,090	23,600
	<b>大曽根 集計</b>		<b>4,062</b>	<b>984,555</b>	<b>772,200</b>

0401	樽	樽町町内会	2,634	638,010	500,400
0402	樽	樽町第一親和会	707	171,360	134,400
0403	樽	樽町第二親和会	248	60,180	47,200
0404	樽	樽町第三親和会	260	62,985	49,400
0405	樽	大倉山自治会	340	82,365	64,600
0406	樽	琵琶畑自治会	173	41,820	32,800
0407	樽	樽町サンハイツ自治会	128	31,110	24,400
0408	樽	ガーデンコート自治会	123	29,835	23,400
0409	樽	パークシティ綱島自治会	200	48,450	38,000
	<b>樽 集計</b>		<b>4,813</b>	<b>1,166,115</b>	<b>914,600</b>

一般目安額=(加入世帯数×95%※)×255円 年末日目安額=(加入世帯数×95%※)×200円  
令和5年8月1日現在で区に届け出のあった世帯数となります。

令和5年度 赤い羽根共同募金・年末たすけあい募金目安額一覧表

整理番号	地区	自治会・町内会	加入世帯(8月)	一般募金(目安)	年末たすけあい(目安)
0501	菊名	大倉山喜久和会	420	101,745	79,800
0502	菊名	菊名北町町内会	3,020	731,595	573,800
0503	菊名	錦が丘町内会	910	220,575	173,000
0504	菊名	表谷町内会	2,410	583,950	458,000
0505	菊名	泉ヶ丘町内会	139	33,660	26,400
0506	菊名	大豆戸町内会	4,000	969,000	760,000
0507	菊名	ふじ町内会	181	43,860	34,400
0508	菊名	大倉山ハイム町内会	535	129,540	101,600
0509	菊名	新横浜町内会	2,314	560,490	439,600
0510	菊名	新横浜自治会	944	228,735	179,400
	<b>菊名 集計</b>		<b>14,873</b>	<b>3,603,150</b>	<b>2,826,000</b>

0601	師岡	師岡打越町内会	1,085	262,905	206,200
0602	師岡	師岡南町内会	1,015	245,820	192,800
0603	師岡	師岡仲町内会	542	131,325	103,000
0604	師岡	師岡表谷町内会	1,339	324,360	254,400
	<b>師岡 集計</b>		<b>3,981</b>	<b>964,410</b>	<b>756,400</b>

0701	大倉山	市之坪町会	1,050	254,490	199,600
0702	大倉山	太尾中町会	480	116,280	91,200
0703	大倉山	太尾宮前町会	780	188,955	148,200
0704	大倉山	大倉山神明町会	377	91,290	71,600
0705	大倉山	太尾下町会	385	93,330	73,200
0706	大倉山	太尾南町会	850	206,040	161,600
0707	大倉山	太尾西町会	660	159,885	125,400
0708	大倉山	大倉山明和会	588	142,545	111,800
0709	大倉山	大倉山白樺町会	430	104,295	81,800
0710	大倉山	太尾親和町会	376	91,035	71,400
0711	大倉山	大倉山コーポラス自治会	92	22,185	17,400
0712	大倉山	大倉山第二コーポラス自治会	273	66,045	51,800
0713	大倉山	秀和大倉山レジデンス自治会	161	39,015	30,600
0714	大倉山	ライオンズマンション大倉山自治会	194	46,920	36,800
0715	大倉山	コスモ大倉山自治会	103	24,990	19,600
0716	大倉山	大倉山ハイム自治会	197	47,685	37,400
0717	大倉山	コスモサンディックレジデンス大倉山自治会	74	17,850	14,000
	<b>大倉山 集計</b>		<b>7,070</b>	<b>1,712,835</b>	<b>1,343,400</b>

0801	篠原	菊名南町自治会	1,600	387,600	304,000
0802	篠原	富士塚自治会	1,750	424,065	332,600
0803	篠原	篠原町自治会	2,690	651,780	511,200
0804	篠原	篠原西町自治会	1,156	279,990	219,600
0805	篠原	仲手原自治会	2,600	629,850	494,000
0806	篠原	仲手原南自治会	510	123,675	97,000
0807	篠原	篠原台町自治会	1,141	276,420	216,800
0808	篠原	篠原コーポラス自治会	418	101,235	79,400
0809	篠原	篠原東自治会	1,987	481,440	377,600
0810	篠原	篠原町グリーンコーポ自治会	135	32,640	25,600
	<b>篠原 集計</b>		<b>13,987</b>	<b>3,388,695</b>	<b>2,657,800</b>

0901	城郷	小机大堀町内会	1,780	431,205	338,200
0902	城郷	小机堀崎町内会	270	65,535	51,400
0903	城郷	小机土井町内会	987	239,190	187,600
0904	城郷	小机宿根町内会	189	45,900	36,000
0905	城郷	小机矢之根町内会	150	36,465	28,600
0906	城郷	小机愛宕町内会	370	89,760	70,400
0907	城郷	小机東町内会	450	109,140	85,600
0908	城郷	鳥山町自治会	1,904	461,295	361,800
0909	城郷	岸根町町内会	1,150	278,715	218,600
	<b>城郷 集計</b>		<b>7,250</b>	<b>1,757,205</b>	<b>1,378,200</b>

一般目安額=(加入世帯数×95%※)×255円 年末日目安額=(加入世帯数×95%※)×200円  
令和5年8月1日現在で区に届け出のあった世帯数となります。



令和5年度 赤い羽根共同募金・年末たすけあい募金目安額一覧表

整理番号	地区	自治会・町内会	加入世帯(8月)	一般募金(目安)	年末たすけあい(目安)
1001	新羽	新羽町町内会	647	156,825	123,000
1002	新羽	新羽町・中之久保町内会	310	75,225	59,000
1003	新羽	新羽町南町内会	606	146,880	115,200
1004	新羽	新羽町中央町内会	600	145,350	114,000
1005	新羽	新羽町大竹町内会	220	53,295	41,800
1006	新羽	北新羽町内会	550	133,365	104,600
1007	新羽	新羽町自治会	415	100,470	78,800
1008	新羽	クリオ新横浜北自治会	319	77,265	60,600
	<b>新羽 集計</b>		<b>3,667</b>	<b>888,675</b>	<b>697,000</b>

1101	新吉田	新吉田本町町内会	1,360	329,460	258,400
1102	新吉田	新吉田第二町内会	760	184,110	144,400
1103	新吉田	新吉田町会	1,530	370,770	290,800
1104	新吉田	新吉田北部町内会	522	126,480	99,200
1105	新吉田	吉住会	250	60,690	47,600
1106	新吉田	新吉田南町会	275	66,555	52,200
1107	新吉田	新吉田東町会	580	140,505	110,200
1108	新吉田	新吉田西部町内会	360	87,210	68,400
1109	新吉田	新吉田第四自治会	390	94,605	74,200
1110	新吉田	新吉田中央町内会	600	145,350	114,000
1111	新吉田	新吉田 新生町内会	550	133,365	104,600
1112	新吉田	新吉田町 綱島ハイム町内会	118	28,560	22,400
	<b>新吉田 集計</b>		<b>7,295</b>	<b>1,767,660</b>	<b>1,386,400</b>

1201	あすなる	新吉田第一町内会	550	133,365	104,600
1202	あすなる	新和会	528	128,010	100,400
1203	あすなる	新吉田自治会	330	80,070	62,800
1204	あすなる	新吉田いつな町内会	300	72,675	57,000
1205	あすなる	グリーンコーポ綱島自治会	97	23,460	18,400
1206	あすなる	ライネスハイム綱島町内会	138	33,405	26,200
1207	あすなる	綱島パーク・ホームズ自治会	108	26,265	20,600
1208	あすなる	イトーピア綱島自治会	168	40,800	32,000
1209	あすなる	フォルム綱島クレストワーズ自治会	186	45,135	35,400
	<b>あすなる 集計</b>		<b>2,405</b>	<b>583,185</b>	<b>457,400</b>

1301	高田	高田町内会	3,440	833,340	653,600
1302	高田	高田町住宅自治会	180	43,605	34,200
1303	高田	高田町住宅親交会	400	96,900	76,000
1304	高田	高田東町会	415	100,470	78,800
1305	高田	高田町親和会	460	111,435	87,400
1306	高田	高田中央町内会	520	125,970	98,800
1307	高田	自治会しらさか	56	13,515	10,600
1308	高田	高田西原自治会	220	53,295	41,800
	<b>高田 集計</b>		<b>5,691</b>	<b>1,378,530</b>	<b>1,081,200</b>

1401	その他の地区	日吉第三コーポ自治会	185	44,880	35,200
1402	その他の地区	日吉第5コーポ本館自治会	42	10,200	8,000
1403	その他の地区	日吉第五コーポ別館自治会	84	20,400	16,000
1404	その他の地区	キャッスル日吉自治会	68	16,575	13,000
1405	その他の地区	大曽根みのり会	15	3,570	2,800
1406	その他の地区	大曽根睦会	21	5,100	4,000
1407	その他の地区	アデニウム新横浜自治会	179	43,350	34,000
1408	その他の地区	大倉山ヒルタウン管理事務所	151	36,465	28,600
	<b>【その他の地区】集計</b>		<b>745</b>	<b>180,540</b>	<b>141,600</b>
	<b>総計</b>			<b>27,216,915</b>	<b>21,346,600</b>



## 赤い羽根共同募金運動 実施に関してご注意いただきたい点

例年、自治会町内会長ならびに各班長の皆様には共同募金運動に多大なご尽力をいただき、誠にありがとうございます。毎年、多額のご寄付を募ることができ、区内および県内の社会福祉事業や、震災・水害等の災害被災地支援等に役立てられています。

本年も例年同様募金運動を実施いたしますが、ご協力くださる地域の方々の健康・安全を第一とし、戸別訪問等による募集におきましては、地域の実情にあわせた柔軟なご対応をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、運動資材・運動の手順などご注意いただきたい点を以下に記載いたしました。お手数ですがご一読いただき、活動くださいますようお願い申し上げます。

### 1 送付書類

	資材・書類等	数量
①	赤い羽根共同募金運動実施に関してご注意いただきたい点(自治会町内会長向け資料)※本紙	1部
②	赤い羽根共同募金運動実施に関してご注意いただきたい点(班長向け資料)	募金封筒使用の場合：班数 それ以外：封入なし
③	令和5年度共同募金・年末たすけあい募金目安額一覧表	1部
④	共同募金実施要領	1部
⑤	あかいはね（協力者向け資料）	1部
⑥	払込取扱票（ゆうちょ銀行）	1枚
⑦	払込取扱票について	1枚
⑧	共同募金のお願い（班回覧用資料）	班数
⑨	委嘱状	募金封筒使用の場合：班数 それ以外：1部
⑩	ポスター	A4版1枚：掲示板数
⑪	赤い羽根	調査報告数
⑫	領収書	調査報告数
⑬	募金封筒	調査報告数
⑭	税制上の優遇措置希望者名簿	1枚
⑮	表彰対象者名簿	1枚

※ 調査報告数は調査票にご記入いただいた数です。

今年度、提出がなかった自治会町内会については、昨年度と同数をお送りしています。

※不足の資材がある場合は、事務局までご連絡ください。追加発送をおこないません。

## 2 運動スケジュール

9月下旬	自治会町内会長宅へ資材送付
10月1日～翌年3月31日	赤い羽根共同募金運動実施期間
～12月15日	赤い羽根共同募金送金期限 (募金運動が終了次第、随時ご送金ください。)
<参考> 11月1日～12月31日	年末たすけあい募金運動実施期間 (募金協力依頼は、地区社会福祉協議会より別途依頼があります。 また、募金資材については10月中旬頃に別途お送りします)
第1回 ～11月15日 第2回 ～12月15日	年末たすけあい募金送金期限 (集められた募金によって12月に対象者・団体に配分を行うため、なるべく第1回期限までに送金ください)

## 3 募金目安額 (共同募金会港北区支会設定額)

共同募金は、配分を計画的に行うために、あらかじめ募金目安額の設定を行う募金です。今年度の目安額は、連合町内会長会議の承認をいただき、以下のとおり設定をしています。目安額を目安にご協力をいただきますようお願いいたします。

自治会町内会加入世帯一世帯あたり	255円 ※自治会町内会によって、上記金額以上の設定も可能です。 ※目安額ですので、実際の寄付金額の多寡は問いません
自治会町内会世帯数の考え方	自治会町内会加入世帯数×95% ※自治会町内会別の金額は「令和5年度共同募金・年末たすけあい募金目安額一覧表」参照

※募金は任意な行為であり、お示ししている金額はあくまでも目安額ですので、決してノルマではありません。戸別世帯への募集に際しては、寄付をいただく方に強制的な印象を与えないよう、ご配慮をお願いします。



## 4 募金方法

募金方法は2種類あります。

封筒募金（封筒を使った戸別募金）	戸別世帯を訪問して寄付金を募る方法 回覧板に封筒を挟み込んで回覧する方法 等 ※「5 封筒募金活動実施に関してご注意いただきたい点」参照
自治会町内会会計からの募金	あらかじめ自治会町内会費と一緒に募金分をお集めいただいている場合の募金（総会等で確認が取れている場合など）

## 5 封筒募金活動実施に関してご注意いただきたい点

封筒募金で募金活動を行う自治会町内会は、以下の点にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

### ①「ボランティア委嘱状」を携帯してください。（資材注文された町会のみ）

戸別世帯を訪問して寄付を募る場合は「ボランティア委嘱状」を携帯してください。募金ボランティアとして、神奈川県共同募金会から委嘱を受けていることの証明になります。委嘱状の氏名欄は各自治会町内会でご担当者氏名をご記入ください。

### ②領収書を発行してください。（資材注文された町会のみ）

ご寄付いただいた方に領収書を発行してください。寄付者が希望されない場合は発行しなくても構いません。

### ③寄付金額の指定は行わないでください。

目安額の設定を行っていますが、募金はいくらでも寄付者の任意ですので、寄付を募る側から金額の指定を行うことはできません。もし、「いくらくらいが良いか」と寄付者から尋ねられた場合は、お答えいただいても構いません。

### ④各寄付者の寄付額の情報公開しないでください。

寄付を募る際に「誰がいくら寄付した」という情報を公開しないでください。（例：寄付者と寄付金額の記載された名簿を寄付者に提示する、回覧板で寄付者と寄付金額を記入してもらった一覧表をつけて封筒を回す、等）

そのような情報が近所の他の方の目に触れることで、強制的に感じてしまう方もいます。



## 6 募金納入方法

募金が集まりましたら、各班の募金を自治会町内会ごとにお取りまとめいただき、金融機関を通じて納入いただきますよう、お願い致します。

小銭等が多い場合は金融機関の窓口を持参いただき、合計額を集計いただくこともできます。

ゆうちょ銀行 口座への振り 込み	<p><b>口座記号No. : 00240-1-99418</b></p> <p>加入者名：社会福祉法人神奈川県共同募金会横浜市港北区支会 ※同封の払込取扱票を用いて<u>郵便局の窓口から</u>お振込みいただきますと、振込手数料は<b>無料</b>です（<u>ATMではご利用できません</u>のでご注意ください。）</p> <p>※上記口座は払込手数料、硬貨取扱手数料等が<b>免除（無料）</b>となっています。万が一窓口にて手数料を請求された場合には、送付書類⑦「払込取扱票について」裏面の、「無料送金サービスの取扱いに関する申込みの審査結果について（写）」を窓口に提示ください。</p>
------------------------	--

※他行より振込される場合の手数料は振込者負担となります。

振込先：ゆうちょ銀行 当座 ○二九 0099418

## 7 10万円を超える現金の振込時の注意事項

銀行・郵便局で10万円を超える現金の送金を行う場合は、手続者の本人確認書類の提出が求められます。また、個人ではなく団体名で送金を行う場合は、手続者とその団体の関係性の確認できる書類(名簿等)、また団体の設立趣旨等を確認できる書類(会則等)の提出を求められます。団体名で送金を行いますと、書類を整える手続きが煩雑になりますので、できましたら以下の方法でお願いいたします。

### ①振込手続者個人名で振り込みいただき、本人確認書類をご提示いただく

払込取扱票には目安額一覧に記載の「整理番号」と「手続者名」を記載し、自治会町内会名は記載しない方法。本人確認書類を忘れずにお持ちください。

### ②10万円未満に分けて複数口でお振込みいただく

払込取扱票一口を10万円未満の金額に設定し、目安額一覧に記載の「整理番号」と「手続者名」を記載してお振込みいただく方法。払込取扱票が足りない場合は、ご連絡いただきましたら郵送いたします。

## 8 募金納入期間

令和5年10月1日～令和5年12月15日

※募金が集まり次第、随時納入ください。

## 9 募金事務費

自治会町内会での募金活動にかかる事務経費ならびに全戸配布資料配布手数料をお支払いします。お支払い時期は令和6年3月で、日赤募金分事務費とあわせて連合自治会町内会単位で振込みます。

## 10 税制上の優遇措置（個人）について

優遇措置の名称	適用期間	優遇措置の内容
所得税の控除	通年	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の40%まで)から2千円を差引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
個人住民税の控除	通年	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の30%まで)から2千円を差し引いた額の10%が寄付者の住民税額から控除されます。

各自治会町内会におかれましては、寄付者本人に優遇措置を希望されるか否かの確認を行い、希望される場合は次の対応をお願いいたします。

- ① 通常の領収書（「赤い羽根募金領収書」）に「仮」と記載のうえ発行いただき、後日、区支会が発行する「本領収書」と差し替えになる旨をご説明願います。※通常の領収書では優遇措置を受けるための証明書とはなりません。
- ② 「仮」発行した領収書の控えと、同封の「税制上の優遇措置希望者名簿」を、郵送または窓口、いずれかの方法で事務局へお届けください。

## 11 表彰について

大口のご寄付をいただいた方には、神奈川県共同募金会から感謝状が送付されます。下記に該当する寄付者がいる場合は、事務局までご連絡ください。

5万円以上ご寄付いただいた個人の方もしくは10万円以上ご寄付いただいた法人・団体

お問い合わせ先（募金事務局）：（福）神奈川県共同募金会横浜市港北区支会

住所：〒222-0032 港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206号 港北区社会福祉協議会内

電話：045-547-2324 FAX：045-531-9561



# 令和5年度 共同募金実施要領

～ つながりをたやさない社会づくり ～

## 社会福祉法人神奈川県共同募金会

昭和22年、共同募金運動は戦後の荒廃した社会・経済状態の中で、「困ったときはお互いさま」の精神のもとに、国民たすけあい運動の一環として始まり、今年で77回目を迎えます。

募金の使いみちも、地域に密着した多様な福祉活動や災害時の被災者支援活動など、時代の変化とともに、その時々々の社会情勢の中で必要とされるさまざまな福祉活動へ配分に重点を置きながら、県内の地域福祉を推進してまいりました。

令和2年度から続くウイルス感染下においては、企業や社会福祉協議会、NPO等と連携しながら、生活に困窮される方々への食料品等の提供や居場所を失い社会的に孤立している方々へ生活支援を行うための緊急支援事業を実施してまいりました。

ポストコロナへの転換期にある現在においても、長期にわたるウイルス感染下の影響が大きな爪痕を残し、さらに支援を必要とする方々の増加が社会的な課題となっています。

今年共同募金運動は、引き続き、「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」を全国共通テーマに掲げて、“神奈川県内の地域福祉の推進”とともに社会的課題に対する“緊急支援事業”、国内大規模災害時の“被災者支援事業”にも積極的に取り組んでまいります。

### I 共同募金の役割

#### 1. 総合的な募金運動

共同募金は、地域福祉を推進する施設・団体が、それぞれ募金活動を行うことによって生じる混乱を避けるため、共同募金会が総合的に行う寄付金募集です。

#### 2. たすけあいの心の普及

共同募金は、住民一人ひとりの“たすけあいの心”を育み、地域で行うさまざまな福祉活動を通じて、福祉文化の創造につながることを願って展開します。

#### 3. 民間運動体としての事業展開

民間運動体としての役割を明確にして、事業の公平性・公益性を保つために法令を遵守するとともに、民間資金としての特質である「先駆性」「柔軟性と即応性」「多様性」を十分に発揮して事業を展開します。

#### 4. 全国協調と地域性

共同募金運動は、全国一斉に協調して行われますが、実施の区域は都道府県とし、地域福祉を構成する県民との協働により実施します。

#### 5. ボランティア活動

共同募金は、ボランティアの組織的な活動による協力を得て推進します。

#### 6. 公表

寄付者の信託に基づいて寄付金の公正な管理・配分を、県民の理解と支持を得るために募金及び配分の計画を公表し、共同募金の透明性を確保します。

### II 実施主体

共同募金は、社会福祉法人神奈川県共同募金会と県内58支会(19市25区14町村)で実施します。

### III 募金期間

共同募金運動は、社会福祉法第112条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める期間である令和5年10月1日(日)から3月31日(日)までの6カ月間を実施期間とします。

ただし、市区町村を単位として実施する共同募金は、各地域の事情等に配慮して、従前と同様、12月31日までの3カ月間を募金期間とすることに差し支えありません。

なお、寄付金は、年間を通じていつでも受け入れることができます。

また、県共同募金会では、1月から3月までの3カ月間を強化期間として、県内に本社を置く企業等との協働事業を推進します。

## IV 令和5年度共同募金計画

共同募金は、社会福祉法第119条の規定により、民間社会福祉施設・団体が地域福祉を推進するために必要とする資金量をあらかじめ把握して、募金目標額と配分計画を定めて組織的に行う「計画募金」です。

令和5年度は、配分計画及び目標額を次のとおり定めて、募金・配分事業を展開します。

### ◆ 令和5年度募金目標額(配分計画額) 12億円

◆ 赤い羽根募金(一般募金) .....	8億2,298万円
1. 市区町村社会福祉協議会が行う地域福祉活動 .....	3億436万円
2. 民間社会福祉施設が行う福祉活動 .....	2億2,350万円
3. 広域的な福祉活動を行う民間団体の事業 .....	6,670万円
4. 小地域で活動する在宅福祉サービス団体の事業 .....	3,500万円
5. 全国共通配分テーマ等に則した重点配分事業 .....	500万円
6. 国内大規模災害時に緊急に対応する資金 .....	3,600万円
7. 社会的課題に対する緊急支援事業および災害対応事業 .....	1,000万円
8. 全国的な共同募金の展開にあたる中央共同募金会の事業 .....	328.7万円
9. 県共同募金会が行う事業 .....	8,074.3万円
10. 市区町村支会が行う事業 .....	5,839万円

### ◆ 年末たすけあい募金 .....

3億7,702万円

市区町村社会福祉協議会が当該地域を単位として、援助を必要とする人たちの生活や地域福祉を支えるボランティア団体などの活動を支援するための資金。

## V 募金活動の展開

募金活動は、前記「Ⅲ 募金期間」に定める期間内に募金ボランティア活動を通じて、ご協力が得られるように次の方法により展開します。

また、「赤い羽根募金」と「年末たすけあい募金」を同時に募集する場合は、各募金の趣旨を明確にして寄付者の誤解を招かないように実施します。

### 新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応について

令和2年から続いたパンデミック下の共同募金運動は、中央共同募金会が策定した「募金活動実施にあたっての衛生配慮に係るガイドライン(第2版)」(以下「ガイドライン」)に則り、これまで実施してきました。

令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行したことで、感染対策における“政府の対応”が「個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組をベースとしたもの」に変更されました。

基本的感染対策の考え方としては、個人・事業者の判断が基本としつつも、重症化リスクに対応する場合の「マスク着用」「手洗い等の手指衛生」「換気」「三密の回避および対人距離の確保」が有効とされています。

また、屋内イベント会場等に際しては、入場時の検温、消毒液の設置、アクリル板・ビニールシート等のパーテーションの設置に関しても、他の感染対策との重複・代替可能性などを勘案し、事業者においての要否を判断することとされています。(厚生労働省HPより)

令和5年度共同募金運動は、寄付者である県民皆さまはもとより、募金ボランティアの方々や共同募金関係者等に対して、安心と信頼を担保しながら実施することが重要であることから、“政府の対応”の変更等を踏まえた上で、「ガイドライン」を参照し、その場の状況に合わせてご対応いただき、募金活動を実施していただきますように、ご配慮をお願い申しあげます。



## 1. 戸別募金

自治会・町内会や民生委員などの協力を得て、共同募金の趣旨・目標額・配分計画などを説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるように各家庭にお願いする募金です。

- (1) 戸別募金は、基本的にボランティアが各家庭を訪問して、共同募金の趣旨・目標額・配分計画などを説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるよう努めます。
- (2) 寄付者の判断の目安として、おおよその寄付金額を示すことは差し支えありませんが、強制感を伴わないよう十分に配慮して実施します。
- (3) 自治会・町内会費などから一括して寄付をいただく場合は、事前に共同募金の趣旨を周知して、寄付者の理解を得られるように努めます。  
また、広報紙を各家庭に配布して、広報・啓発活動を推進します。
- (4) 自治会・町内会などに未加入の新興マンション住民に対して、管理組合等の協力を得ながら、募金活動や具体的な使途の周知を図り、事業を展開していきます。
- (5) 寄付金を受け入れた時は、所定の領収書を発行して適正に取り扱います。
- (6) 高額の寄付者については、所得税・住民税の「寄付金控除」となる“税制上の特典”があることを周知します。

## 2. 街頭募金

ボランティアの協力を得て、鉄道各社の駅構内及び駅周辺やスーパー・商店街などの敷地内で、通行する皆さまにお願いする募金です。

- (1) 街頭募金は、募金期間開始後、当該支会の地域内の主要な地点において、継続的に実施できるようボランティアの参加を広く呼びかけるとともに、通行の妨げにならないよう人員の配置などに留意して計画的に行います。
- (2) 拡声器や音声等再生装置を用いた呼びかけ手段を準備するなど、募金活動時の状況に応じた対応に配慮して実施します。
- (3) 掲示物（ラミネート、パネル等）やチラシボックスを設置するなど、「視覚」による協力の呼びかけも効果的な手段のひとつとして採用します。
- (4) 寄付者に対しては、領収書の代用として“赤い羽根”もしくは“赤い羽根シール”を配付し、共同募金運動の広報・啓発に積極的に努めます。
- (5) 募金箱を開閉する場合は、当該支会の責任者が立ち会って実施します。

## 3. 法人募金

県内の企業・法人などに対して、郵便や訪問によってお願いする募金です。

- (1) 法人募金は、個々の企業などに協力を呼びかけるとともに、経済関係の団体と連携を保ちながら行うように努めます。
- (2) 本支店など法人の組織に関わらず、その事業所の所在する地域の福祉向上に参加されるように理解を求めます。
- (3) 拠出される寄付金が、法人税法上の全額損金扱いとなる“税制上の特典”を周知し、募金の開拓に努めます。
- (4) 募金に際しては、事前に募集計画を立てて依頼先を決定し、ダイレクトメール方式を活用するなどの方法により、寄付先の拡大に努めます。
- (5) 企業が製造・販売する商品等による物品寄付を受け入れて、社会福祉施設の利用者や生活困窮者への現物配分事業を実施します。

## 4. 学校募金

小・中学校、高等学校、大学、専門学校などに在籍する児童・生徒・学生や教職員にお願いする募金です。

- (1) 学校募金は、児童・生徒の福祉教育の一環として、教育委員会・校長会・PTA・職員組合などの理解を得られるように努めます。
- (2) 募金は、児童・生徒の自主性に配慮した呼びかけによって行いますが、学校・子ども会などに働きかけて、リーフレットやキャラクター仕様の募金箱等を活用することで関心を高めます。

## 5. 職域募金

県内の企業・法人、官公庁などの社員・職員に対してお願いする募金です。

- (1) 職域募金は、企業等で働く方がたを対象としますが、その幹部や労働組合などの理解を

得ながら実施します。

- (2) 募金方法は、キャラクターバッジ・クオカード等を活用し、ポスター掲示により広く周知を促すなど、職場の環境に合わせて積極的な活動を促進します。

## 6. イベント募金

県内に拠点を置くプロ・スポーツチームとの協働事業をはじめ、各地域で催される行事の際に呼びかける募金です。各チームや地元自治会が示している注意事項等を踏まえたうえで、募金活動を実施します。

- (1) 各チームが実施するイベント会場や試合会場で、チームキャラクターのバッジ募金をはじめ、コラボグッズ等による広報活動を展開します。
- (2) 各チーム所属の選手が提供したサイン入りグッズを、チャリティーオークションに出展し、落札された金額を寄付金として受け入れます。
- (3) 福祉まつりや福祉大会など、当該地域内で開催されるさまざまなイベント事業に参加して、募金・広報活動を展開します。

## 7. その他の募金

前記の区分に当てはまらない募金です。

- (1) 子ども会や老人会、ロータリークラブやライオンズクラブなどの企業・法人に該当しない団体からの寄付を受け入れます。
- (2) 個人からの寄付を受け入れます。(個人大口寄付金を含みます)
- (3) 企業との協働事業として実施する「共同募金仕様自動販売機」等を設置して、売り上げの一部を清涼飲料水メーカーから寄付金として受け入れます。
- (4) 金融機関に預け入れた寄付金の預金利息(年2回)は、寄付金として計上します。

## VI 配分事業の展開

### 1. 配分審査

令和5年度共同募金に対して、県内の民間社会福祉施設・団体から寄せられる申請要望は、募金期間終了後、あらかじめ定められた配分計画及び「令和5年度共同募金配分基準」に基づき、公正かつ厳正な審査を行います。

### 2. 配分金による事業の実施

配分金は、年末たすけあい援護資金など、直ちに使用するものを除き、原則として配分決定施設・団体の令和6年度事業費に充当します。

なお、「年末たすけあい募金」による配分事業は、別に定める「令和5年度年末たすけあい運動実施要綱」に基づき実施します。

### 3. 配分金による事業の周知

配分金による事業は、神奈川新聞紙上及び全戸配布資料などを通じて公表するとともに、赤い羽根データベース「はねっと」により、インターネット上で使途を公表します。

また、配分決定施設・団体からも積極的な広報が行われるよう協力を求めます。

## VII 寄付金の取り扱い

### 1. 寄付金の管理

- (1) 募金ボランティアは受け入れた寄付金を速やかに支会へ納入し、支会は収納した寄付金を速やかに県募金会に送金します。
- (2) 寄付金の取り扱いは厳正を期し、別に定める諸規程に基づいて適正に管理し、寄付者の信託に応えます。

### 2. 共同募金運動経費

共同募金運動の実施に要する経費は、厚生労働省の指導(注)により、募金実績額の概ね1割とし、適正に執行します。

(注)都道府県知事宛・昭和42年9月19日付社庶第340号厚生省社会局長通知

## VIII 個人情報取り扱い

共同募金を実施する上で取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)及び神奈川県共同募金会「個人情報保護規程」(平成17年6月1日施行)に基づき適正に管理いたします。

# 港北区年末たすけあい運動実施要綱

制 定 平成20年9月12日  
最近改正 令和 4年8月31日

## 1 目的

港北区では近年、高齢人口の増加や障害のある人の社会参加に伴う新たな福祉課題が生まれ、総合的な福祉施策の展開が望まれています。

このような展開を積極的に行うために、地域住民の連携を深め、現状を的確に把握し、年間を通じた計画的な援助の促進をはかる機会になるよう、共同募金運動の一環としての年末たすけあい運動を実施します。

- 2 実施団体 社会福祉法人 神奈川県共同募金会港北区支会  
社会福祉法人 横浜市港北区社会福祉協議会  
港北区各地区社会福祉協議会  
港北区連合町内会  
港北区民生委員児童委員協議会

- 3 協賛団体 港北区役所

- 4 実施期間 当該年度11月1日から12月31日まで

- 5 募金目標額 当該年7月1日現在の加入世帯数の0.95×@200円

## 6 募金活動及び配分

### (1) 募金活動

募金活動は、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の構成員である関係機関（自治会町内会・婦人会・民生委員児童委員等）の協力を得て実施します。

### (2) 募金の配分

#### ① 区社協による配分

ア 「港北区ふれあい助成金」及び「港北区みんなの助成金」の財源の一部にあてます。  
別に定める「港北区ふれあい助成金運営要綱」及び「港北区みんなの助成金運営要綱」に基づき配分します。

イ その他、区全体の地域福祉向上のために配分します。

#### ② 地区社協による配分

次の4つの基準により配分します。

##### ア 在宅援護配分

要援護世帯の配分に重点を置き、民生委員による確認を通して、例えば、長期にわたる在宅ねたきり高齢者、あるいは重度障害児・者の介護にあたる家庭の激励など、経済的な視点からでなく、何らかの状況で生きづらさを抱えた世帯や困難な状況に立ち向かっている世帯等に、地域の連帯意識を盛りあげるよう配慮して配分します。

なお、生活保護世帯に対する配分は、公的扶助の充実にかんがみ、単に生活保護を受けているということのみで配分することなく、公の制度では手の届かないケースについて個々に対応を考えて配分します。

#### イ 社会福祉施設配分

社会福祉活動を行っている法定外福祉施設について、配分します。

なお、地区の実状に応じて、法定福祉施設も対象とします。

#### ウ 社会福祉団体配分

地区社協活動のより一層の充実を図るために、地区社協の会員として参加している団体で、地区社協と目的を共有して福祉活動を行っている団体を対象とします。

ただし、地域において活発な福祉活動を行い、住民が自主的に運営している団体・グループで、地域福祉活動の推進が期待できるものに対しては、積極的に配分します。

#### エ 地区社会福祉協議会活動推進費

地区社協の運営費あるいは事業費として使います。

### (3) 配分割合および基準

#### ① 配分割合

区社協による配分は、年末たすけあい募金戸別募金目標額の3分の1の額とし、それ以外については、全額地区社協への配分とします。

地区社協は、次の割合を目標値として配分します。

ア 戸別配分は、配分額の20%を目安とします。

イ 施設配分は、配分額の10%を目安とします。

ウ 団体配分は、配分額の35%を目安とします。

エ 活動推進費は、配分額の35%を目安とします。

#### ② 配分基準

##### ア 区社協による配分基準

「港北区ふれあい助成金」及び「港北区みんなの助成金」の配分基準は、「港北区ふれあい助成金運営要綱」及び「港北区みんなの助成金運営要綱」に基づきます。

イ 地区社協への配分基準は、「港北区年末たすけあい募金配分要綱」に基づきます。

### (4) 配分審査

配分額は、地域の意向を尊重しながら配分委員会で決定します。

配分委員会は次のもので構成する。

#### ① 本会会長

#### ② 共同募金会港北区支会支会長

#### ③ 各地区社会福祉協議会会長

#### ④ 各地区民生委員児童委員協議会会長

#### ⑤ 行政関係者（福祉保健センター担当部長）

また、本委員会委員長は共同募金会区支会支会長とし、副委員長は区社会福祉協議会会長とする。

## 7 実施方法

### (1) 募金活動と振込み

#### ① 募金封筒調査

募金封筒調査は、「年末たすけあい募金封筒数の調査」（様式1）にて、区社協から地区連合町内会に依頼します。

#### ② 募金活動

各地区自治会町内会会長は、募金封筒を町内会世帯に配り、募金の協力依頼と

ともに募金を行い、連合町内会に未加入の自治会等へは区社協が行います。

③ 振込み

ア 地区社協会長

地区内の募金を集計し、第1回11月下旬もしくは第2回12月下旬までに共同募金会港北区支会に募金を振り込みます。

イ 共募港北区支会

各地区の募金を集計し、共同募金会横浜市支会を通して県共同募金会に送金します。

ウ 県共同募金会

区支会の配分計画書に沿った配分額が区社協に振り込まれます。

エ 区社協

配分委員会で決定した配分計画に沿った配分額を、各地区社協に12月中旬頃に振り込みます。

(2) 配分計画書

① 各地区社協会長

各地区社協の会長は、地区の配分対象を10月から調査し、「年末たすけあい配分金使途計画書」(様式2)を、11月中旬頃に区社協会長へ提出します。

なお、在宅援護配分の配分対象者の調査については、各地区民児協が行うこととし、各地区民児協会長はとりまとめのうえ、「年末たすけあい配分対象者調査表」(様式3)を地区社協会長に提出します。

② 区社協

各地区社協から提出された配分計画書を基に、区の配分計画書を作成し、「年末たすけあい配分委員会」の承認を得て、12月上旬頃に共同募金会横浜市支会に提出します。

(3) 配分報告書

① 各地区社協会長

ア 配分結果

各地区社協会長は、配分結果を、「年末たすけあい配分金使途報告書」(様式4)に取りまとめ、当該年1月中旬頃に区社協会長へ提出します。

イ 大口寄付者及び特別寄付者名簿

各地区社協会長は、大口寄付者(5,000円以上)及び特別寄付者(個人50,000円以上、法人・団体100,000円以上)については、「年末たすけあい運動大口・特別寄付者名簿」(様式7)に住所・氏名・金額を記入し、区社協会長に報告します。

② 要援護世帯配分結果報告・名簿

ア 要援護世帯配分結果報告

要援護世帯への配分結果報告については、各地区民児協会長が「年末たすけあい配分金要援護世帯への配分結果報告」(様式5)でとりまとめ、地区社協会長に提出します。

イ 年末たすけあい配分金世帯名簿

各地区民協会長は、「年末たすけあい配分金世帯名簿」(様式6)に、配分時に対象世帯から受領印をもらい、区社協へ提出します。

③ 区社協会長

区社協会長は、地区配分、区配分をとりまとめ、報告書を1月末までに共同募金会横浜市支会に提出します。

## 8 礼状

大口寄付者（5,000円以上）には、区社協会長・共募区支会長名の礼状を、特別寄付者（個人50,000円以上、法人・団体100,000円以上）については、区社協会長の進達に基づき、県共募会長名の感謝状を贈呈します。

附 則

1 この要綱は平成20年9月16日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成21年9月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成26年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成30年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和元年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和4年8月31日から施行する。

## 今後の港北区家庭防災員制度について（ご報告）

### 1 家庭防災員制度

- (1) 昭和 44 年「家庭防災予防員」として誕生、毎年 5,000 人が横浜市長から委嘱、昭和 59 年に「家庭防災員」へと変更
- (2) 「自らの家庭は自らが守る」ことを基本とし、身近な防災を学ぶ研修制度
- (3) 地域によっては家庭防災員を自治会・町内会の防災組織強化につなげ活発に活動

### 2 家庭防災員制度の現状

- (1) 家庭防災員を地域に取り入れ活発に活動をされている地域では、毎年、家庭防災員を推薦し地域に貢献してもらい、顔の見える関係を築き防災の強化
- (2) 一方では「やむなく同じ人を推薦」、「推薦する人がいない」等、毎年の推薦に苦慮

### 3 今年度からの変更点

- (1) 家庭防災員の推薦は任意
- (2) 各自治会・町内会から推薦の「連絡員」についても任意
- (3) 研修を広く受講していただくために「個人からの応募」を開始

### 4 家庭防災員の推薦及び個人からの応募状況

家庭防災員推薦・応募 受講者 94 人	会長推薦 (151 自治会・町内会) 45 人 (28 自治会・町内会)	個人応募 49 人
------------------------	---	--------------

- (1) 28 自治会・町内会から 45 人 (18.5% (28/151)) の推薦  
家庭防災員を組織的に取り込んでいる自治会・町内会からは、「引続き地域防災の担い手として顔の見える関係を継続するため」などのご意見もいただいております、推薦をいただけたものと考えています。
- (2) 個人からは 49 人の応募  
想定以上の多くの方から応募をいただき、発生が危惧される地震、頻発する風水害などを背景に防災に対する関心が高まっているものと考えています。

### 5 連絡員の推薦

連絡員推薦	地区連絡員 (13 連合) 9 人	連絡員 (151 自治会・町内会) 38 人
-------	----------------------	---------------------------

- (1) 各連合から 9 人、各自治会・町内会から 38 人の推薦
- (2) 家庭防災員の推薦がない各自治会・町内会では連絡員の推薦を控えた。
- (3) 地区連絡員会議の開催  
令和 5 年 7 月 28 日 (金) 10:00~11:00  
港北消防署会議室、地区連絡員 8 人 (1 名欠席)

検討項目	ご意見
家庭防災員研修の募集方法	令和6年度以降も自治会・町内会からの推薦を任意とし、個人からの応募を受付ける2つの手法を継続する。
地区連絡員の必要性	地区によっては、活発に活動をしているところがある。地区連絡員として、参加者の呼びかけや消防署との連絡調整などを実施していることから、地区連絡員制度は継続してほしい。
地区連絡員会議の必要性	他の地区の活動を参考にすることができるし、意見交換ができる場として、地区連絡員会議は継続してほしい。地区連絡員がいない連合には、連合会長等に情報提供する。

## 6 今後の展開

### (1) 家庭防災員研修について

自治会・町内会及び個人それぞれにニーズがあること、推薦に苦慮している自治会・町内会があることを考慮し、「自治会・町内会からの任意の推薦・個人からの応募」を継続します。

個人からの応募も多くあり、防災に対する関心が高いこともわかりました。

このことから、より充実した研修とするため、実技を多く取り入れるなど「自らの家庭は自らが守る」家庭防災員研修の充実を図ります。

### (2) 地区連絡員について

消防署、消防出張所の窓口として、また、家庭防災員が組織として活動するなど、消防署との調整を図るため、地区連絡員を必要とする地域もあることから、今年度と同様に、地区連絡員についても任意の推薦とし、地区連絡員会議を継続してまいります。

なお、地区連絡員の推薦のない連合町内会につきましては、会長等と調整を図っていくとともに、地区連絡員会議の結果を情報提供していきます。



こうほくく しゃかい  
港北区社会  
ふくし たいかい  
福祉大会

第40回 港北区社会福祉大会



ボランティアの  
ひろば  
広場



# 港北 ぼくぼく フェスタ



ひょうご  
標語  
コンクール



くみん  
区民  
フォーラム

れいわ ねん  
令和5年  
がつか もく  
11月2日(木)  
こうほく こうかい どう  
港北公会堂  
くやくしょ なかにわ  
区役所中庭

じかん ないよう  
時間・内容

10:00~	ボランティアの広場	バザー、模擬店、区内作業所製品販売、野菜販売など 主催：港北区ボランティア連絡会
10:00~	「社会を明るくする運動」 区小・中学生の優秀作品展示	区内小・中学生の優秀作品展示
13:00~	第41回 港北区社会福祉大会	福祉活動功労者の表彰式典
13:45~	区民フォーラム	このまちが好き！ ～子どもからつながる、みんなのちょっとイイ関係～

どなたでもお気軽に参加いただけます。要約筆記をご用意しています。  
中止の場合は、港北区社会福祉協議会ホームページにてお知らせいたします。

お問い合わせ 港北区社会福祉協議会 TEL 045-547-2324 FAX 045-531-9561





# このまちが好き！ ～子どもからつながる、みんなのちょっとイイ関係～

令和5年11月2日(木) 13:45～15:30

申し込み不要

無料

子どもたちにこの“まち”の魅力を伝えたい！

そんな思いで始めた取組。そこから生まれた地域のつながり。

私たちのまちの、身近な取組のほんの一部をご紹介します。

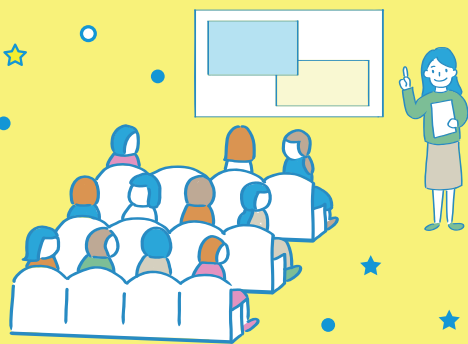
## シンポジウム

### コーディネーター

聖徳大学 心理・福祉学部社会福祉学科 教授

豊田 宗裕 氏

### 地域活動事例の紹介



#### 日吉地区

「光と活力 ふくふくプロジェクト」実行委員会

地域の身近な福祉施設をチェックポイントに！ 地図を見ながら回る『ふくふくスタンプラリー』を開催。

#### 城郷地区

未来サポート宿根

私たちは町内会の子ども会消滅の危機を回避すべく立ち上がったチームです。

#### 大倉山地区

放課後ミエル

子どもと考える自由な子どもの居場所。大人は子どものやりたいことサポート役です。

### 会場

## 港北公会堂

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 26-1

東急東横線「大倉山駅」徒歩約7分



### 問い合わせ

港北区役所福祉保健課事業企画担当・港北区社会福祉協議会

TEL 045-540-2360 FAX 045-540-2368

## 第4期「ひっとプラン港北」地区計画ニュースの作成について（情報提供）

時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より港北区の福祉・保健の向上にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、第4期「ひっとプラン港北」地区計画について、今年度の各地区の取組の振り返り及び広報として、各地区計画推進委員会において地区計画ニュースを作成していただきますので、ご承知おきください。

### 1 仕様

A4サイズ両面2頁 カラー

### 2 内容

(1) 表面 ※各地区で作成

地区計画の愛称及びスローガン、令和5年度の取組、令和6年度に向けて 等

(2) 裏面 ※事務局で作成

「ひっとプラン港北」の概要等（全地区共通）

### 3 配布方法

- (1) 自治会町内会での回覧等、各地区の状況に応じて広報を実施。
- (2) (1)の他、区役所、区社協、地域ケアプラザ等で配布。

### 4 スケジュール

令和5年9月	作成依頼
令和6年2月29日	各地区より原稿提出〆切
令和6年3月中	事務局にて印刷
令和6年4月～	各地区で配布

### 5 その他

各地区計画推進委員会の会長を兼ねている方については、別途依頼をいたします。  
また、各地区社会福祉協議会長及び事務局長へも同内容を情報提供します。

### 6 参考

別紙「ひっとプラン港北」地区計画ニュース（令和元年度版）

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度以降の発行は休止していました。

#### 【事務局】

港北区役所福祉保健課事業企画担当

Tel : 540 - 2360 Fax : 540 - 2368

E-mail : [ko-fukuhoplan@city.yokohama.jp](mailto:ko-fukuhoplan@city.yokohama.jp)

港北区社会福祉協議会

Tel : 547 - 2324 Fax : 531 - 9561

E-mail : [hokuhoku@kouhoku-shakyo.jp](mailto:hokuhoku@kouhoku-shakyo.jp)

# ひっとプラン港北 日吉地区ニュース

## 地区計画目標

## 光と活力に満ちあふれる日吉

～一つひとつの活動がひかり、大きな活力に発展するまち～

◇わたしたちが目指すまち

みんな元気で笑顔であいさつするまち 日吉  
 ひろめよう笑顔たやさず明るいまち 日吉  
 新しいと なつかしさが繋がるまち 日吉  
 みんなでたすけあい 災害をのりきるまち 日吉  
 住んでよかったと思えるまち 日吉

## 令和元年度の取組（各町で取り組んだこと）

### 【日吉宮前】

移動動物園では子どもたちがたくさんの動物と触れ合いました。また、防災に関する研修会では、多くの方が自分たちの町について学びました。

### 【箕輪】

要援護者の支援体制づくりのため、手始めに複数の名簿を一本化しました。これから対象者の確認作業と支援方法の検討をしていきます。

### 【下田】

まち歩きや防災拠点訓練の参加者が気になっている、危険な場所や福祉施設などを記載した「まちの拡大地図（ガリバーマップ）」を制作しました。

### 【日吉本町】

今年度はこれまでにまち歩きを実施して作成したマップをもとに、災害時に必要と思われる情報や優先度が低い情報等を整理する等工夫しています。

### 【日吉町】

「なかよし」は今年7周年！参加者が楽しめる企画を考えて実施してきました。防災マップは、各地区ごとのまち歩きを重ね、避難路なども記載しました。

## 『光と活力』福祉実践活動発表会開催！！

於：令和2年1月26日【慶應義塾大学 協生館】

- 1) 下田地区 【防災マップ作り町歩きで見えてきたこと】
- 2) 日吉本町地区 【防災町歩きのとめに向かって】
- 3) 日吉宮前地区 【町の移り変わりマップ作り】
- 4) 日吉地区 【10年間を振り返って】
- 5) 箕輪地区 【要援護者名簿の作成】



## 日吉地区の皆様へのメッセージ

第3期計画（5年間）の最後の1年を迎える今年度は、各町ごとに特徴的な防災マップが完成する予定です。お手元に届きましたら、ぜひご家族でポイントを確認しながら「防災まち歩き」を試してみてくださいね。また、「ひっとプラン港北」第4期計画（令和3～7年度）の策定もしていきますので、お住いの町の活動にご参加頂き、たくさんのご意見をお寄せください。

各町の特徴ある様々な行事への参加を通し、住民同士のつながりを広げていきましょう！！

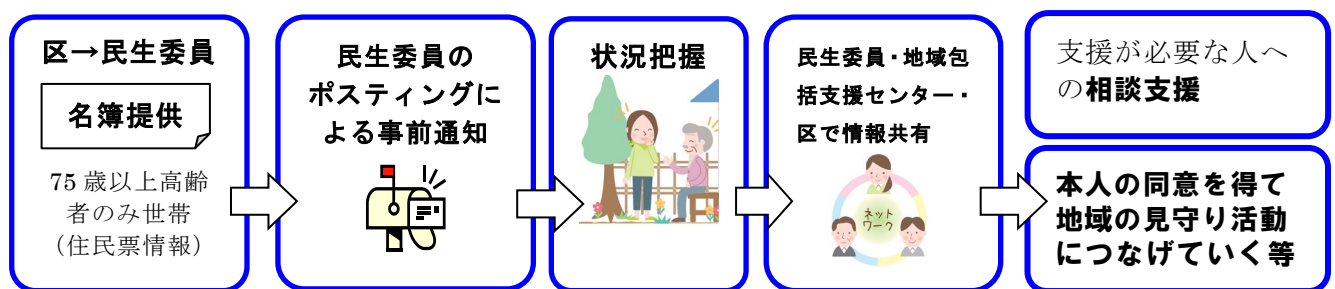
## ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業

### 令和4年度実施結果報告 及び令和5年度実施内容について（お知らせ）

#### 1 ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業

区が保有する75歳以上の高齢者のみの世帯の個人情報を民生委員に提供することで、日頃の民生委員活動に生かし、ひとり暮らし高齢者等を対象とした相談支援、見守り活動を推進するための事業です。

#### 事業の流れ



#### 2 令和4年度実施結果

##### (1) 対象者

- ・75歳以上の高齢者のみの世帯のうち訪問対象者(新規・区内転居) …2,818人
- ・そのうちあらかじめ状況把握できた方を除き、訪問を行った対象者…1,573人
- ・【参考】区内の75歳以上の単身世帯人数 11,706人  
複数世帯人数 11,767人

##### (2) 状況把握結果（民生委員・地域包括支援センター・区の三者で確認）

- ・民生委員等が訪問を行った1,573人のうち、状況を把握できた…1,541人(98%)

#### 3 令和5年度の実施内容について

##### (1) 対象者

- ・75歳以上の高齢者のみの世帯のうち訪問対象者(新規・区内転居) …2,753人  
うち単身世帯…1,816人  
複数世帯…937人（希望地区のみ実施）

【参考】区内の75歳以上の単身世帯人数 12,376人  
複数世帯人数 12,521人

##### (2) スケジュール

9月中旬～10月末：民生委員によるポスティング後、訪問による状況確認

#### 4 災害時要援護者の情報提供について

民生委員が、対象者から個人情報の提供について同意が得られた場合は、災害時要援護者の見守り活動に取り組んでいる自治会・町内会に対し、対象者の「自治会・町内会（自主防災組織）への情報提供シート」をお渡しします。自治会・町内会におかれましては、災害時要援護者の見守り活動にご活用いただきますようお願いいたします。

【参考】令和4年度情報提供件数：324件

港北区役所福祉保健課  
担当：伊藤、木村  
電話：045（540）2338

## ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業

## 自治会・町内会(自主防災組織)への情報提供シート

※この情報提供シートは自治会・町内会の災害時要援護者支援事業に活用されます。

地区名	地区	民生委員氏名
-----	----	--------

## 訪問前に記入

ふりがな	住所		
対象者氏名			
生年月日(任意)	年 月 日 (才)	男・女	単身世帯・複数世帯

## 訪問時に記入

訪問日(1)	令和 年 月 日	状況把握が	<input type="checkbox"/> できた	<input type="checkbox"/> できなかった
訪問日(2)	令和 年 月 日	状況把握が	<input type="checkbox"/> できた	<input type="checkbox"/> できなかった
電話番号 (訪問時に確認)	— —			
緊急 連絡先	氏名	続柄	電話番号	— —
	住所			
状況(該当する項目すべてに☑をお願いします)				
<input type="checkbox"/> 介護認定 <input type="checkbox"/> 認知症 <input type="checkbox"/> 視覚障害 <input type="checkbox"/> 聴覚障害 <input type="checkbox"/> 肢体不自由 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 難病 <input type="checkbox"/> その他( )				
必要な支援 <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 音声以外での情報伝達 <input type="checkbox"/> その他希望の介助方法(具体的に: ) <input type="checkbox"/> 必要なし				
◆自治会・町内会(災害時要援護者支援事業)へ個人情報を提供することに対する本人の同意				
<input type="checkbox"/> あり (ありに☑の場合2枚目を地域へ提供してください) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他 ( )				

各項目の該当する□へ☑を入れて下さい。

# 令和5年度 個別避難計画の取組について

## (横浜市災害時要援護者支援事業)



### 1 個別避難計画とは

災害が起きた時、避難をする際に支援が必要な高齢者や障害者ごとに、支援する人や避難先等の情報を記載した計画です。なお、作成には本人の同意が必要です。

### 2 取組の背景

近年の風水害における全体の死者のうち、令和元年度台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%が65歳以上の高齢者でした。また、障害のある方についても、被害にあった事例が多くありました。

これを踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となりました。

### 3 主なポイント

・ケアマネジャー、計画相談員等(以下「福祉専門職等」という。)の協力による計画策定が推奨されています。

・優先度(洪水浸水想定区域等、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態など)の高いと判断する者について、地域の実情を踏まえながら、法改正(令和3年5月)からおおむね5年程度で作成に取り組むこととされています。

(避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針より)

### 4 令和5年度の取組

これまで横浜市では、地域の皆様とともに災害時要援護者支援に取り組んでまいりました。昨今、大規模な風水害の発生頻度が上がっており、これまで地震対策として検討されてきたことに加え、風水害への対策も必要となっております。市内でも、河川や地形を踏まえ、そこに暮らす特に避難をする際に支援を必要とする方をどのように支援していくか検討していく必要があります、昨年度は一部地区でモデル事業を実施しました。

以上を踏まえ、本市では風水害を想定して個別避難計画の作成を進めてまいります。

#### (1) 個別避難計画の作成方法

洪水浸水想定区域等に居住する災害時要援護者のうち、要介護度等の身体状況などから抽出し、福祉専門職等の協力により、状況確認と作成の働きかけを平行して行います。

詳細は次頁のフロー図をご確認ください。

#### (2) 実施地区

鶴見区、南区、保土ヶ谷区、港北区、戸塚区

※ 実施地区は令和5年度の取組内容を踏まえ、段階的に拡大していきます。



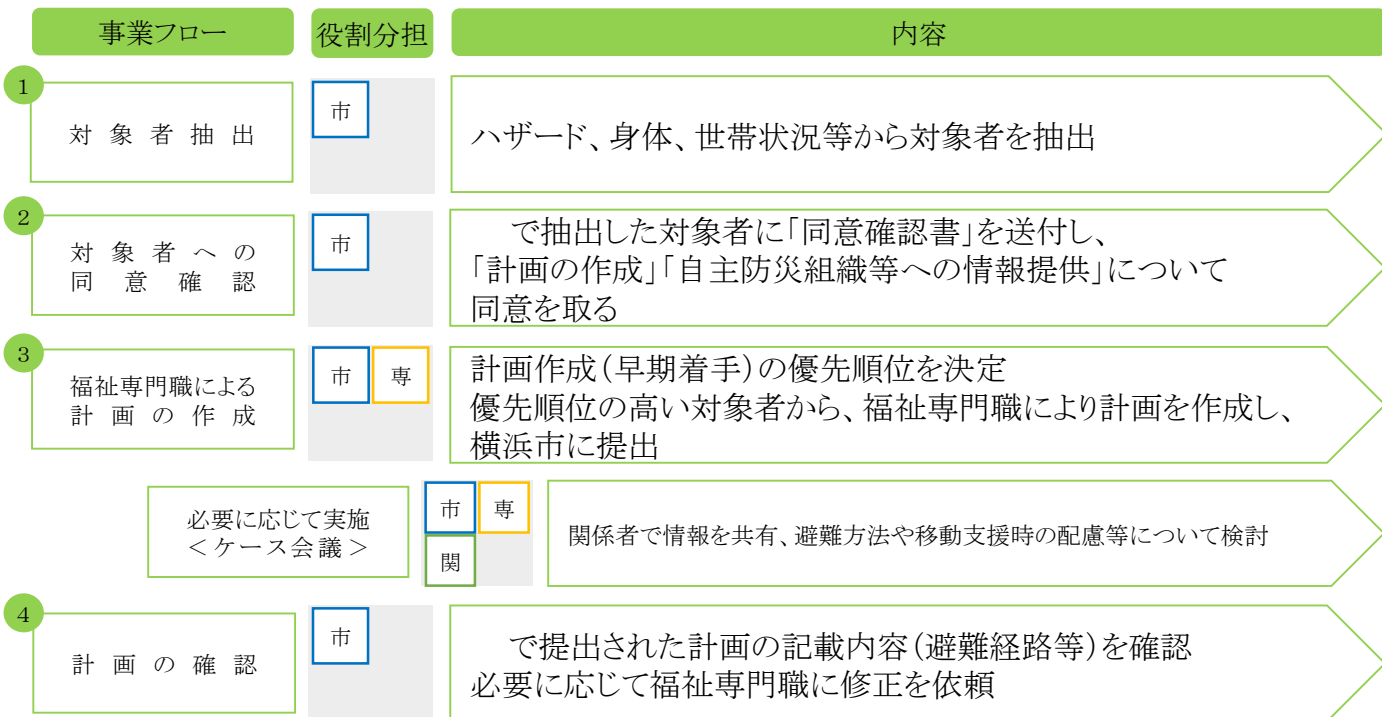


### (3) 対象者

次の条件をすべて満たし、個人情報等の同意確認が取れた方

- ① 洪水浸水想定区域(想定最大規模)または即時避難指示対象区域に居住する方
- ② 要介護3、4、5いずれかの認定を受けている方または身体障害者手帳が交付され、障害程度等級が1級である方
- ③ 独居等で支援者がいない方
- ④ お一人で避難所等に移動することが困難な方

<個別避難計画作成の流れ> 横浜市 =  市      福祉専門職 =  専      関係機関 =  関



## 5 ご協力をお願いしたいこと

上記の対象者と方法で、市において個別避難計画作成の作成を始めることを御承知おきください。また、以下の内容について、できる範囲でのご協力をお願いいたします。

### (1) 問合せ先のご案内(上記<個別避難計画作成の流れ> ②)

対象者への「同意確認書」の送付は9月下旬から10月上旬を予定しています。

対象者から「同意確認書」に関するご相談があった場合は、「同意確認書」に記載されている問合せ先をご案内いただきますようお願いいたします。

### (2) ケース会議へのご参加(上記<個別避難計画作成の流れ> ③ の下)

個別避難計画の作成にあたり、関係者間で情報を共有し、災害時に本人が避難するために必要な配慮等について検討する会議を実施する場合があります。その際は、会議への参加を依頼させていただくことがありますので、ご協力をお願いいたします。

### (3) 災害時要援護者支援の取組推進

個別避難計画は、災害時要援護者支援の取組を補完するものです。

各地域の皆様におかれましては、引き続き、日頃からの要援護者に対する「声かけ、見守り」などの、地域ぐるみで「災害から要援護者を守る」取組の推進にご協力をお願いいたします。

#### 【担当】

横浜市健康福祉局福祉保健課

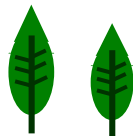
電話：045-671-4056

Mail：kf-saigaiyoengo@city.yokohama.jp

令和5年度



# 公園愛護のつどい



日時 令和5年10月2日(月) 13:30~15:30

※開場13:00 予約不要・入場無料

会場 港北公会堂 (大倉山駅下車徒歩7分 港北区役所となり)

★プログラム★

講演 公園浴で健康になろう!

講師 岩崎 寛氏 (千葉大学園芸学部教授)



植物と関わることによりストレスが緩和されるなど、心身への健康効果が科学的に明らかになっています。本講演では、身近に植物と関われる場所である公園を活用した「公園浴」についてお話を聞いてみましょう。

【講師プロフィール】

人と植物とのより良い関係について、緑地や植物からの視点だけでなく、医学、看護学、工学、心理学など様々な視点から研究を進めている。具体的には、園芸療法やアロマセラピー、森林療法など「緑の療法的効果」に関する研究とそれらを実践する場である病院など「医療福祉機関における緑のあり方」に関する研究を主なテーマとしている。  
著書：「みどりの処方箋」(令和5年10月1日発行)

◇永年継続の愛護会長と土木事務所長との対談

20年以上愛護会活動をされている会長をお招きして、活動のヒントなどをお伺いします。

◇お楽しみ抽選会

お洒落な手元でガーデニングができる手袋を抽選でプレゼント!



先着200名に

- ・ミニスイセン球根 (テータテート)
  - ・はまっこユーキサンプル (堆肥)
- をプレゼント!

テータテートは2月から4月頃にかわいい花が咲きます。分球して増えるので、植えっぱなしでも毎年楽しめます。



問合せ

港北土木事務所  
下水道・公園係  
Tel 531-7363

令和5年9月吉日

樽町・菊名・師岡・大倉山・篠原・新羽・高田7地区連合町内会長様

港北区スポーツ協会  
会長 嶋村 公

## 令和5年度「港北区地域スポーツ功労賞」

### 表彰候補者の推薦について(依頼)

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日ごろより、地域スポーツの普及・振興・指導・育成・強化に御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、港北区スポーツ協会では、貴連合町内会構成員の中で、地域におけるスポーツの普及振興のために寄与されている個人・団体に対し、その功績に報いるため、港北区地域スポーツ功労賞を授与しております。

つきましては、別紙の「地域スポーツ功労賞の被表彰者の選び方について」をお読みいただき、1名あるいは1団体を御推薦くださいますようお願い申し上げます。

被表彰者の方には、港北区スポーツ協会より表彰式のお知らせを送らせていただきます。

1 提出書類 港北区地域スポーツ功労賞候補者推薦書（様式1）

2 提出期限 令和5年11月21日(火)

※11月21日の定例会でご提出していただくか、区役所担当者にご提出ください

3 問合せ先

港北区スポーツ協会  
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町518-1 港北スポーツセンター内  
TEL045-533-0865 ・FAX 045-533-0867  
事務所開所時間 火曜日・木曜日 10時～15時  
MAIL [kouhoku.taikyo@gmail.com](mailto:kouhoku.taikyo@gmail.com)

## 地域スポーツ功労賞の被表彰者の選び方について (参考)

地域スポーツ功労賞の被表彰者を選ぶ際の参考にお使いください。必ずしも下記内容の基準で選ぶ必要があるわけではありません。

	被表彰者の例
1	地域の小学校・中学校で子どもたちのスポーツの監督・コーチなど運営に長年携わっている方。 ※少年野球・サッカー・ミニバスケットボールなど。
2	地域活動・クラブのスポーツの監督・コーチなど・運営に長年携わっている方。 ※野球・サッカー・テニス・バドミントン・卓球・ゲートボール・ダンス・柔道・バレーボールなど。
3	ボランティアで地域のスポーツにとりまとめなど運営・指導などに長年携わっている方。 ※ソフトバレーボール・インディアカなどのスポーツ。
4	学校開放や河川敷・公園などのスポーツ施設の管理・警備などに長年携わっている方。

**【注意事項】港北区スポーツ協会の加盟団体の役員は除く**

[様式1]

港北区地域スポーツ功労者表彰推薦書

記入例

令和 5年11月 日提出

ふりがな	こうほく たろう			性別	男 ・ 女
氏名	港北太郎				
生年月日	年	月	日	(令和 6年 2月 1日現在 歳)	
住所	〒	港北区大豆戸町〇〇			
連絡先	045-〇〇〇-〇〇〇〇	緊急連絡先	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
(推薦理由)					
① 〇〇地区のスポーツクラブを運営していて 会長として指導者として 現在も運営などに携わっている。					
② 高齢者の方々を中心の生涯スポーツに関わり、地域親睦と交流に尽力 している。					
③ 健民祭・盆踊り・ウォーキングに参加し、町内会の活動にも率先して参加 している。					
(非常勤特別職の方はなるべくお避け下さい)					
(略歴) スポーツに関する事項					
1970年 4月～ 1985年 3月 町内会のイベント実行委員として関わる					
1980年 4月～ 2005年 3月 小学生のスポーツ指導に関わる					
1990年 4月～ 現在に至る 早朝ラジオ体操に関わる					
年 月～ 年 月					
(推薦者氏名)		連合町内会名			
住所				連絡先	
会長名					

[様式1]

## 港北区地域スポーツ功労者表彰推薦書

令和5年 月 日提出

ふりがな				性別	男・女
氏名					
生年月日	年	月	日	(令和6年2月1日現在 歳)	
住所	〒	港北区			
連絡先			緊急連絡先		
(推薦理由)					
_____					
_____					
_____					
_____					
_____					
_____					
(略歴) スポーツに関する事項					
年 月～ 年 月					
_____					
年 月～ 年 月					
_____					
年 月～ 現在に至る					
_____					
年 月～ 年 月					
_____					
(推薦者氏名)	連合町内会名				
住所			連絡先		
会長名					

港北地振第 859 号

令和 5 年 9 月 22 日

地区連合町内会長 各位

港北区交通安全対策協議会会長

港 北 区 長 漆 原 順 一

令和 5 年度港北区交通安全功労者の推薦について（依頼）

日頃より、区政への御理解・御協力、並びに交通安全対策に御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、港北区交通安全対策協議会では、交通道德の普及及び高揚のため、交通安全の推進に功績のあった個人または団体の表彰を行っております。

今年度につきましても、別紙の「港北区交通安全対策協議会表彰規程」及び「港北区交通安全対策協議会表彰細則」に基づいて表彰を行います。

つきましては、貴連合町内会から功労者の御推薦をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

- |            |   |
|------------|---|
| 1 表彰推薦者数   | 1名または1団体  |
| 2 提出物      | 推薦書（個人・団体により様式が異なります）令和                           |
| 3 推薦書提出期限  | 5年10月20日（金）                                       |
| 4 提出先      | 港北区役所地域振興課地域活動係                                   |
| 郵送の場合      | 〒222-0032 港北区大豆戸町 26-1                            |
| E-Mail の場合 | ko-chishin@city.yokohama.jp                       |
| 5 表彰式（予定）  | 12月4日（月）午後1時から 港北公会堂ホール<br>「港北区安全・安心のつどい」において表彰予定 |

※港北区交通安全功労者の推薦は、既に区長表彰、市長表彰、県知事表彰を受賞した方は対象外になりますので、別紙「過去の交通表彰受賞者（個人・団体）」の表彰者一覧に名前のない方・団体（区長表彰、市長表彰、県知事表彰のいずれも受賞したことのない方・団体）を推薦していただきますようお願いいたします。

担当 港北区役所地域振興課 小松・中尾・東

TEL：540-2235

FAX：540-2245

【様式1-1】

## 推薦書（個人）

港 北 区 長

推薦者名 \_\_\_\_\_

交通安全功労者として次のとおり推薦します。

ふりがな			男	生年	明治				年 齡	歳
氏 名			女	月 日	大正	年 月 日				
					昭和					
					平成					
住 所	〒				職業または					
	電話				交通安全関係の役職等					
功 労 の 概 要										
表 彰 歴	表彰区分	表彰年月日			表 彰 内 容					
		昭和 平成 令和	年	月	日					
		昭和 平成 令和	年	月	日					
		昭和 平成 令和	年	月	日					



【様式1-2】

## 推薦書（団体）

港 北 区 長

推薦者名 \_\_\_\_\_

交通安全功労者として次のとおり推薦します。

ふりがな				設立年 (結成)	明・大・昭・平 年 月 日
団体の名称					
所在地	電話				
ふりがな			代表 者 住所	〒	
代表者氏名				電話	
功 労 の 概 要					

# 記入例

## 推薦書（個人）

港北 区 長

交通安全

表彰状作成のため、正確にご記入ください。  
 (漢字が外字の場合は別添で提出お願いします。)

署名

ふりがな	よこはま	たろう	男	生年	大正	〇年〇月〇日	年齢	〇 歳
氏名	横浜	太郎	女	月日	昭和			
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇		職業又は		〇〇区交通指導員			
	横		表彰決定後、通知文を事務局から出す宛先となります。		職			
	電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		等					
功 勞 の 概 要	<p>例</p> <p>被推薦者は、交通安全に深い理解と関心を示し、平成〇年より現在まで、〇〇区交通指導員として、地域の交通安全活動を行っている。</p> <p>各季の交通安全運動では、キャンペーンに積極的に参加し、平成〇年からは〇〇の活動に取り組んでいる。</p> <p>その行動力だけではなく人格等について、地域の信望が厚い。</p>							
	<p>被推薦者のこれまでの交通安全にかかわる活動内容について、<u>具体的にご記入ください。</u></p>							
表彰歴	表彰区分	表彰年月日		表彰内容				
		昭和	〇年 〇月 〇日					
		平成	年 月 日					
		令和	年 月 日					

# 推薦書（団体）

港 北 区 長

推薦者名 \_\_\_\_\_

交通安全功労者として表彰された団体

ふりがな	株式	※表彰状作成のため、正式名称を正確にご記入ください。 （漢字が外字の場合は別添で提出お願いします。）		昭平
団体の名称	株式			〇月〇日
所在地	〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 横浜市中区港町1-1 電話〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇			
ふりがな	よこはま	たろう	代表者	※表彰決定後、通知文を事務局から出す宛先となります。団体の所在地と同じ場合は「同上」と記入をお願いします。
代表者氏名	横浜	太郎	住所	
功 労 の 概 要	例 株式会社ヨコハマは、例年行われる交通安全運動の期間中、事務所内にPRポスターを掲示するほか、各支店や周囲の会社にもポスターの掲示を積極的に依頼しており、地域の交通安全運動の啓発活動に取り組んでいる。 また、交通安全運動期間中を中心に、老人会、町内会などとも協力してイベントや講演会に参加し、交通事故防止に努めている。			
	被推薦者のこれまでの交通安全にかかわる活動内容について、 具体的にご記入ください。			

令和5年9月吉日

港北区連合町内会長 各位 様

港北防犯協会長  
川島武俊  
港北警察署長  
加藤秋人

### 令和5年度防犯功労者の推薦について

紅葉の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

皆様には、平素から港北区内の防犯活動に深いご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、港北防犯協会では防犯活動の推進と、その発展向上に功績のあった方々の表彰を行っておりますが、今年度につきましても、防犯活動にご尽力頂いている方々に感謝状を贈呈いたします。

つきましては、貴連合町内会において**個人1名又は1団体の推薦**を賜りたくお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 表彰推薦者数

1名または1団体

#### 2 推薦書の提出

10月20日(金) 港北区連合町内会 10月定例会で受け付けます。

#### 3 開催内容

- ・功労者表彰
- ・表彰状伝達式
- ・感謝状贈呈

\*開催場所については決定次第連絡いたします

#### \* 事務局

港北防犯協会 547-0110(電話・FAX 兼用)  
港北警察署生活安課防犯少年係 546-0110(内線261)

# 推 薦 書

次の者を「防犯功労者」として推薦します

<input type="checkbox"/>	個人
<input type="checkbox"/>	団体

\*いずれかに○

住 所	
電話・FAX	
職業・勤務先	
所属団体名 及び役職	
ふりがな	
氏 名	
生 年 月 日	
功 労 内 容	

令和5年 月 日

港北防犯協会長 殿

港北警察署長 殿

所属団体名 \_\_\_\_\_

会長 \_\_\_\_\_

\* 該当のない欄は斜線等で消してください



抽選で

# 商店街選りすぐりの景品をプレゼント！



A賞のみ賞品をお選びいただけます。



- ① スマートウォッチ(1名様)
- ② シャワーヘッド(1名様)
- ③ スチームオーブントースター(1名様)
- ④ 電気圧力鍋(1名様)
- ⑤ 電気ケトル(2名様)
- ⑥ 炭酸水メーカー(ソーダストリーム)(2名様)
- ⑦ 横浜F・マリノス選手サイン入り横浜沸騰ユニフォーム(3名様)
- ⑧ 横浜GRITS ○月○日/○日ホーム戦ペアチケット・グッズセット(各日2組様)



港北区ミズキーグッズの詰め合わせ



※写真は景品の一部です。また、実物と多少異なる場合があります。



ご提供いただいた店舗 (順不同)

下田商店連合会

- サロン・ド・アサマ「ドライヤー」(3名様)

南日吉商店街

- こじま寝装「カラーおしぼり」(50名様) ①

日吉商店街通り会

- 尙重田商店「日本酒『若き血』」(10名様) ②
- total beauty salon ONE「2000円OFFチケット」(10名様) ※新規限定 ③
- たつ吉グループ「『遊ZEN たつ吉』、『そば処 たつ吉』、『中華名菜 龍華』のお食事券1000円分」(10名様)

綱島商店街連合会

- 癒師の処 森家「お店で使える1000円券」(20名様) ④
- AsobiBar eight「1000円分お食事券」(20名様) ⑤
- 宝石・メガネ・時計 中森 綱島駅前店「デジタル時計」(10名様) ⑥
- PC教室わかるとできるイトーヨーカドー綱島校「USBメモリ」(5名様)

大倉山商店街振興組合

- 大倉山青柳「和菓子詰め合わせ」(10名様) ⑦
- モスバーガー大倉山店「お皿」(10名様)
- 大倉山商店街振興組合「大倉山梅酒『梅の薫』」(10名様) ⑧

菊名東口商米会

- 東横製畳 菊名店「TATAMI GIFT CARD1,000円券×5枚」(5名様) ⑨
- 尙本多時計眼鏡店「メガネレンズクリーナー」(10名様)

小机商店街協同組合

- 四季菓匠 折本や「和菓子詰め合わせ」(6名様) ⑩

港北商店街連合会

プレミアム付  
デジタル商品券  
のお知らせ

港北区商店街連合会では、**プレミアム率30%**のデジタル商品券を10月18日より販売しています。ちよいより参加店舗の中にも商品券をご利用いただけるお店が沢山あります！  
お得にお買い物しながらスタンプを集めよう！  
(すでに完売している場合がございます。ご了承ください。)

詳しくは港北区  
商店街連合会の  
HPをご覧ください！



**お問合せ** 港北区役所地域振興課 TEL: 045-540-2234

港北区商店街連合会

プレミアム付

# デジタル商品券

## を販売します!

販売  
開始

10月18日(水)正午から

利用  
期間

販売開始日より  
2024年1月31日(水)まで

販売  
数

先着3333口  
(1口10,000円、1人3口まで)

★紙媒体での販売はありません。  
「電子商品券」のため商品券の購入は  
クレジットカード決済のみです。

- お得なプレミアム率▶30%
- 10,000円で13,000円分の  
買い物ができます
- どなたでもスマホ操作で  
カンタン購入

iPhoneの方はこちらから Androidの方はこちらから



©横浜市港北区ミスキー



KOUHOKU  
SYOTENGAI  
RENGOKAI

詳しくはこちら  
からどうぞ▼



港北区商店街連合会 プレミアム商品券

問合せ  
連絡先

専用コールセンター：【10月2日(月)10時から】 TEL.0570-019-222(平日10時~18時)

区商店街連合会事務局：TEL.045-544-5963(火・木・土の13時~17時) FAX.045-544-5964



横浜市消費生活総合センター・港北区役所  
令和5年度 10月消費生活教室



# だまされない消費者になるために

～心理学から消費者被害の未然防止を学ぶ～



講師：立正大学 心理学部 教授 西田 公昭

【日 時】 令和5年10月26日（木）  
13：30～15：30（開場 13：00）

【会 場】 港北公会堂 講堂

所在地：横浜市港北区大豆戸町 26-1 電話：045-540-2400

（港北区役所 地域振興課 電話：045-540-2244）

交 通：東急東横線「大倉山」駅下車、徒歩約7分

\*裏面の案内図をご参照ください。

【参加費】 無 料

【定 員】 400名（当日、先着順）

【対 象】 横浜市内に在住・在勤・在学の方



●申込方法：事前の申込みは不要です。

当日、直接会場にお越しください。先着順です。

\*手話通訳をご希望の方は、開催日3週間前(10/5)までに、  
当センターまでご連絡ください。

●問合せ先：横浜市消費生活総合センター 消費生活教室担当

電話：045-845-5640 F A X：045-845-7720

センター  
ホームページ

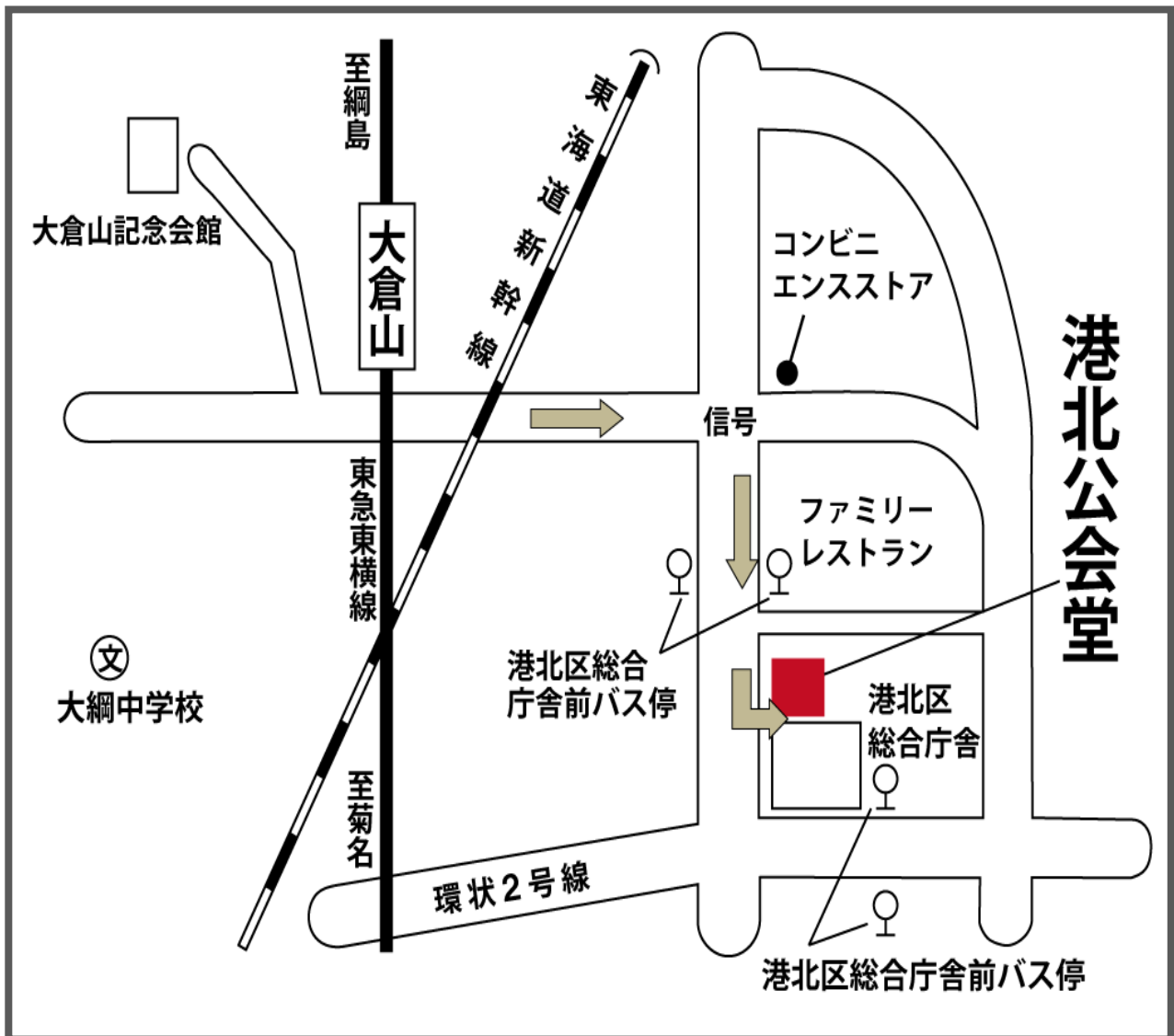


共催：横浜市消費生活総合センター ・ 港北区役所

横浜市消費生活総合センターホームページ <https://www.yokohama-consumer.or.jp>

港北区役所ホームページ <https://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/>

# 会場ご案内図



## [会場]

港北公会堂 講堂 (港北区総合庁舎横)

横浜市港北区大豆戸町26-1 電話：045-540-2400

(港北区役所 地域振興課 電話：045-540-2244)

## [交通]

- 東急東横線 「大倉山」駅下車、徒歩約7分

\* 「大倉山」駅改札口を出て左方向へ 大倉山商店街を抜けて綱島街道の信号を渡り、右方向に徒歩約3分

- バス停 「港北区総合庁舎前」下車 徒歩約3分

## 消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

### 1 趣旨

現在、全国的に高齢者の消費者被害が、高齢者人口の増加率を大きく超えるスピードで増えており、横浜市においても高齢者の消費者被害件数は急増しています。

そこで、横浜市消費生活総合センターでは、被害者になる危険性の高い高齢者に向けての注意喚起の方法として、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「月次相談レポート」を、平成28年4月から毎月作成しております。

本ちらしにつきましては、これまでも毎月可能な範囲での自治会・町内会の掲示板への掲示をお願いさせていただいておりますが、このたび、10月号を発行いたしましたので、今月も可能な範囲で自治会・町内会の掲示板に掲示させていただきますようお願いいたします。

地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、御理解と御協力を、何卒お願いいたします。

### 2 掲示するちらし

「月次相談レポート」10月号 A4判1ページ(月刊)

### 3 スケジュール

- ・令和5年9月下旬に配送ルートにて掲示物を配付

(お問合せ・連絡先)

横浜市経済局消費経済課 本田・中川

電話 045-671-2584 Fax 045-664-9533

## トイレ修理で高額請求!! 安い広告にだまされないで

トイレが詰まったので、慌ててネットで検索し「水回り修理320円～」という安価な事業者を呼んだ。

事業者は高圧洗浄・便器を外してのドリル工事・薬品投入など次々と作業をし、結果として37万円を請求された。広告の値段と全然違い、納得がいかない!

トイレ修理の相談が多く寄せられています。広告の「〇〇円～」はうのみにせず、まず出張や見積りが有料か確認しましょう。また、作業当日に想定外の料金や作業を提案され、不安を感じた時はその場で断りましょう。

トラブルに備えて準備しておくこと

- 地元の工務店や管工事組合、横浜市排水設備指定工事店などを調べておく
- 自宅の止水栓の位置を確認しておく
- ラバーカップを使うと直ることも



契約などのトラブルで困ったとき、まずは、お電話ください!

消費生活相談電話 **045-845-6666**

〔 平日 9:00~18:00 〕  
〔 土・日 9:00~16:45 〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を!

横浜市消費生活総合センター 🔍 検索

# 第26回 ペットボトルロケット大会

【飛距離部門（一般参加）・デザイン部門募集要項】

1 日 時 令和5年11月3日（金・祝）※予備日なし

【受付時間】8:30 ~ 8:50

【開会式】9:00 【終了予定】12:00

2 会 場 榎町公園多目的広場（港北区榎町2丁目753）

※会場内に駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

3 参加資格 港北区内在住・在学の小学生（保護者の承諾が必要）

4 部 門 ○飛距離（一般参加）部門【抽選30人】：ペットボトルロケットの飛距離を競います。

※港北区ウェブページ掲載のペットボトルロケット製作図のとおりに作製してください。

○デザイン部門【人数制限なし】：ペットボトルロケットのデザインを競います。

競技参加者により投票を行います。

※港北区ウェブページ掲載のペットボトルロケット製作図のとおりに作製してください。

※大きさは自由です。

※「ペットボトルロケット本体」のデザインに限ります。

※デザイン部門の作品は飛ばすことはできません。

※ペットボトルロケット製作図をダウンロードできない方は区役所4階45番窓口でお渡しします。

5 参加料 無料

6 申込方法 ①お名前（ふりがな）、②住所、③電話番号、④学年、⑤Eメールアドレス、⑥希望部門

上記①～⑥を記入し、港北区ウェブページ又はFAXにて、

港北区役所地域振興課生涯学習支援係へお申し込みください。



**※令和5年10月12日（木）必着です。**

※事前申込制のため、当日参加はできません。

（港北区ウェブページ）  
お申し込みはこちら

## 7 その他

（1）事前にロケットを作製し、持参してください。

（2）参加者は、主催者側で傷害保険に加入しますが、それ以外の責任は一切負いません。

（3）ごみ箱のご用意はいたしません。ごみは各自でお持ち帰りください。

（4）中止とする場合は当日朝7:00までに、上述QRコードのウェブページ又は下記URL内のページにてお知らせします。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/kurashi/kosodate\\_kyoiku/ikusei/pet\\_design\\_2021.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/kurashi/kosodate_kyoiku/ikusei/pet_design_2021.html)

- (5) 大会の最後に閉会式（表彰式）を行います。上位入賞者には、表彰と賞品があります。
- (6) 気候に合わせた服装でお越しいただきますようお願いいたします。
- (7) 大会の写真・記録等のインターネット、新聞、広報誌等への掲載権は主催者及び管理者に属します。（大会中に記録した写真等は、広報誌・ウェブサイト等で使用することがあります。ご了承いただいた上でお申し込みください。）

※いただいた個人情報は、ペットボトルロケット大会の運営のために利用させていただきます。

※個人情報の管理については「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理するとともに、事業の管理者である港北区青少年指導員協議会と共有し、中止等主催者から連絡の必要が生じた場合に使用します。

【お申し込み・お問い合わせ先】

港北区役所 地域振興課 生涯学習支援係 山口・渡邊

住所 〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 26-1

Tel. 045-540-2239 Fax. 045-540-2245（当日緊急連絡先：090-4392-1566）

【主催】ふるさと港北ふれあいまつり実行委員会

【主管】港北区青少年指導員協議会

# 第26回

# ペットボトルロケット大会

さんかしゃぼしゅう

## 参加者募集!!



©港北区ミズキー

がつ か きん しゅく  
**11月3日 (金・祝)**

かいさい  
開催だよ♪



せんかい たいかい ようす  
前回の大会の様子

ひきよりぶもん  
**飛距離部門 (30人)**

おお ばあい ちゅうせん  
※多い場合は抽選

ペットボトルロケットを  
飛ばして  
距離を競おう!



©港北区ミズキー

ぶもん  
**デザイン部門**  
アイデアいっぱい  
オリジナルロケット  
だいほしゅう  
大募集!



せんかい たいかい さくひん  
前回の大会の作品

たいしょう  
対象

しょうがくせい  
小学生

かいじょう  
会場

つるみがわたるまちこうえん  
鶴見川樽町公園

さんかりょう  
参加料

わりょう  
無料

おうぼほうほう  
応募方法

こうほくく  
港北区ウェブサイト又はFAX

また ファックス  
ファックスようさんかもうしごみしよ うらめん  
(FAX用参加申込書は裏面)

ほしゅう  
募集しめきり

がつ にち もく ひっちゃんく  
**10月12日 (木) 必着**

※ 天候不良により開催を中止とすることがあります。



(区ウェブサイト)

しょうさい・もうしご  
詳細・お申込みはこちら

【お問い合わせ先】 港北区役所 地域振興課 生涯学習支援係  
青少年育成担当

住所 〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1

Tel. 045-540-2239 Fax. 045-540-2245 Mail. ko-seisyonen@city.yokohama.jp

YOKOHAMA  
YOUTH  
MENTOR

【主催】 ふるさと港北ふれあいまつり実行委員会

【主管】 港北区青少年指導員協議会

# 参加申込用紙 (FAX用)

FAXでお申し込みされる方専用の申込用紙です。  
必要事項をご記入の上、以下の連絡先までご提出ください。  
**FAX送信後、確認のお電話を必ずしてください!**

<p>ふりがな <b>お名前 (参加者)</b></p>	
<p><b>承諾欄</b></p>	<p><input type="checkbox"/> 募集要項を確認の上、参加を承諾します。 (↑チェックを入れてください)</p> <p>_____</p> <p>署名</p>
<p><b>住所</b></p>	〒
<p><b>電話番号</b></p>	
<p><b>学年</b></p>	
<p><b>Eメールアドレス</b></p>	@
<p><b>参加希望部門</b></p>	<p>参加する部門にチェックをつけてください</p> <p><input type="checkbox"/> 飛距離部門参加</p> <p><input type="checkbox"/> デザイン部門参加</p> <p>※両方参加される方は両方チェックをつけてください</p>

**【提出先】 港北区役所地域振興課生涯学習支援係**

住 所 〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1

電 話 045-540-2239

F A X 045-540-2245

Eメールアドレス ko-seisyonen@city.yokohama.jp



2023年

11月19日(日)

14:30開場 15:00開演

港北公会堂

(東急東横線「大倉山駅」から徒歩7分)

ザ・バロックバンド

(ピリオド楽器によるバロック・オーケストラ)

Programs

管弦楽組曲 第1番

ハ長調 BWV1066

ブランデンブルク協奏曲 第2番

ヘ長調 BWV1047

ブランデンブルク協奏曲 第5番

ニ長調 BWV1050

カンタータ 第51番

『全地よ、神にむかいて歓呼せよ』 BWV51

# J・S・バッハの世界

なかなか聴くことのできない本格派  
総勢19名によるバロックオーケストラ

Johann Sebastian Bach  
ヨハン・ゼバスティアン・バッハ(1685~1750年)

Conductor,  
Harpsichord & Organ  
渡邊 順生



Violin  
桐山 建志

Recorder  
太田 光子

Flauto traverso  
菅 きよみ

Oboe  
尾崎 温子

Violin  
渡邊 慶子

Natural Trumpet  
松野 美樹

Soprano  
渡邊 有希子

Violin 原田 陽・丸山 韶・宮崎 桃子・石井 弓奈 / Viola 深沢 美奈・渡邊 智生 / Cello 山根 風仁 / Contrabass 西澤 誠治  
Oboe 荒井 豪 / Fagotto 大森 俊輔 / Natural Trumpet 池田 英三子

## ●チケット(全席指定)

《前売》一般 3,000円 / 大学生(専門学生含む)以下 1,500円

《当日》一般 3,500円 / 大学生(専門学生含む)以下 2,000円

※未就学児入場不可 ※前売券が完売した場合、当日券なし  
※当日券は港北公会堂のみにて販売

## ●前売券販売

9月15日(金)~11月16日(木)

電子チケットぴあ 【Pコード: 242410 セブンイレブンで購入可】

ローソンチケット 【Lコード: 34805 ローソン、ミニストップで購入可】

天一書房 大倉山店・網島店、港北公会堂

※車椅子専用席をご希望の方は、別途お問合せください。



# 出演者プロフィール



## 渡邊 順生

指揮とチェンバロ、オルガン

チェンバロ、クラヴィコード、フォルテピアノ奏者、指揮者として活躍。論文執筆や楽譜校訂も手がける。2010年度サントリー音楽賞受賞。アムステルダム音楽院にてソリスト・ディプロマ及びプリ・デクセランスを取得。小林道夫、グスタフ・レオンハルトらにチェンバロを師事。ブリュッヘン、ビルスマ、エルウイス、エグモント、B・クイケン等、欧米の名手・名歌手等と多数共演。ソニー、コジマ録音等より多数のCDをリリース。2006年及び2016年のレコード・アカデミー賞を受賞。著書『チェンバロ・フォルテピアノ』（東京書籍）、「バッハ・古楽・チェロ〜アンナー・ビルスマは語る〜」（アルテス・パブリッシング）でも好評を博す。モーツァルト《幻想曲とソナタK.475+457》及び《トルコ行進曲付きソナタ》の校訂楽譜を出版（共に全音楽譜）。桐朋学園大学非常勤講師。



## 桐山 建志

ヴァイオリン

長野県出身。東京藝術大学を経て同大学院修了、フランクフルト音楽大学卒業。1998年第12回古楽コンクール〈山梨〉第1位、1999年ブルージュ国際古楽コンクールソロ部門第1位。2005年、古楽コンクール〈山梨〉の審査員を務める。2017、18、22年には全日本学生音楽コンクール全国大会の審査員を務める。「松本バッハ祝祭アンサンブル」等のコンサートマスターとしても活躍。2000年秋にリリースしたデビューCD「シャコンヌ」はレコード芸術誌特選盤となる。以後、多数のCDを主にコジマ録音よりリリース。2009年、ベーレンライター社より星野宏美氏との共同校訂による「メンデルスゾーン・ヴァイオリン・ソナタ全集」の楽譜を出版。現在、愛知県立芸術大学教授、フェリス女学院大学非常勤講師。チェンバロの大塚直哉と共にデュオ・ユニット「大江戸バロック」を主宰。



## 太田 光子

リコーダー

上野学園大学、ミラノ市立音楽院を卒業。第16回国際古楽コンクール〈山梨〉第1位。故ボッセの指揮のもと神戸市室内合奏団、名古屋フィルハーモニー交響楽団等にソリストとして客演。バッハ・コレギウム・ジャパン、レ・ボレアード、コントラポント等に参加。CD「ヴィヴァレディ／リコーダー協奏曲集」、「イタリアへの夢I、II、III」（全てレコード芸術誌特選盤）他、多数リリース。日本テレビ「ヒルナンデス」の「ある世界で大成功! いったい何者!」コーナー出演。サルビアホール・アーティストバンク登録アーティスト。上野学園大学非常勤講師。



## 菅 きよみ

バロック・フルート(フラウト・トラヴェルソ)

16歳よりバロック・フルートを有田正広、バルトルド・クイケン、マルク・アンタイ等の各氏に師事。桐朋学園大学とブリュッセル王立音楽院を卒業後、1999年ブルージュ国際古楽コンクール第3位入賞。ラ・プティット・バンド、アニメ・エテルナ等のメンバーとして欧州各地で演奏活動。2007年に帰国し、現在バッハ・コレギウム・ジャパン、オーケストラ・リベラクラシカ、ザ・バロックバンド、ルネサンスフルート・コンソート「ソフィオ・アルモニコ」のメンバーとして活動。ミュージック・スクール「ダカーボ」講師。



## 尾崎 温子

オーボエ

東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校、同大学音楽学部を経て、同大学大学院修士課程修了。1996年秋よりブリュッセル王立音楽院に留学、1998年夏にモダン・オーボエでは栄誉賞付きディプロマを、バロック・オーボエではフォア・ディプロマを同時に取得し帰国。前川光世、井口博之、小畑善昭、小島葉子、P.ドンブレヒトの各氏に師事。これまでにバッハ・コレギウム・ジャパン、クラシカルプレイヤーズ東京、松本バッハ祝祭アンサンブル、コントラポント等、古楽器のオーケストラ、アンサンブルに参加。桐朋学園大学非常勤講師。



## 渡邊 慶子

ヴァイオリン

東京藝術大学音楽学部器楽科を卒業後、オランダに渡り、ヤープ・シュレダーに、また、シギスワルト・クイケンにバロック・ヴァイオリンを師事。レオンハルト・コンソート、ラ・プティット・バンド、18世紀オーケストラ等々、数々の古楽器オーケストラのメンバーとして活躍した。帰国後は、チェロのアンナー・ビルスマをはじめ、内外の名手たちと共演。1991年には「アーカディ音楽祭」その他の招きで渡米し、好評を博す。独奏、室内楽、オーケストラ等、種々の分野で活躍。古楽コンクールの審査員や講習会の講師としても活躍。



## 松野 美樹

ナチュラルトランペット

東京藝術大学音楽学部器楽科卒業。特にバロック音楽の分野において、ピッコロ・トランペットやバロック・トランペットのソリスト、及び客演第一奏者として高い評価を受けている。トランペットを北村源三、田中昭両氏に、バロック・トランペットをフリーデマン・インマー氏に師事。また、大学在学中より小林道夫氏にバロック音楽の教えを受ける。国内だけで無くソウルでヘンデル作「リナルド」、「メサイア」、ドイツにてバッハ等の作品の演奏を行う。2022年10月にはエウロパ・ガランテ演奏のヘンデル作「シッラ」の日本初演に参加。



## 渡邊 有希子

ソプラノ

国立音楽大学声楽科卒業。武岡賞受賞。宮内庁桃華楽堂での御前演奏会に出演。東京藝術大学大学院修士課程独唱科修了。修士課程ではシューベルトの歌曲研究に取り組む。卒業後はバロック作品も多く学び、バロックから初期ロマン派を得意レパートリーとする。第23回友愛ドイツ歌曲コンクール第2位。第26回国際古楽コンクール〈山梨〉第3位(1位無し)。自身が母となってからは音楽グループClara Musicaを結成し、0歳からおとなまで楽しめるコンサートの企画や、音楽付き朗読絵本「あったかい背中」を出版する等、活動の幅を広げている。

## 港北公会堂アクセス

- 東急東横線「大倉山駅」徒歩約7分
- JR横浜線・横浜市営地下鉄「新横浜駅」バス約7分  
横浜市営バス・川崎鶴見臨港バス「港北区総合庁舎前」下車 徒歩約1分

主催：港北芸術祭実行委員会／港北区役所

お問合せ：港北区役所地域振興課 ☎045-540-2239 ☎045-540-2245



# 知って得する 健康講演会

令和5年10月11日(水)

14:00～16:00 ※Zoomウェビナーは10分前(13:50～)より入室可能

開催場所 横浜ラポール  
ラポールシアター

ZOOMのIDは当院のホームページに掲載しております。  
前回の市民公開講座も視聴できますのでぜひ御覧ください。



参加費 無料

※参加者多数の場合は先着順とさせていただきます。

会場定員

350名

オンライン

300名以内

(Zoomウェビナーを用いての配信)

## 第1部

「すい臓がん克服のために  
もっと知っておきたいこと」

講演者：関野消化器内科部長

## 第2部

「心臓病でも諦めない  
病気付き合い運動実践!!  
～今すぐ始める!!健康寿命を保つためのフレイル予防～」

講演者：森田理学療法士



【主催】独立行政法人労働者健康安全機構 横浜労災病院

【後援】港北区役所、横浜市病院協会、港北区薬剤師会、港北区医師会、青葉区医師会、神奈川区医師会、都筑区医師会、鶴見区医師会、緑区医師会

【問合せ先】

横浜労災病院 地域医療連携室 平日 8:15～17:00

TEL. 045-474-8111 (代表) FAX. 045-474-8344 ホームページ <https://www.yokohamah.johas.go.jp/>

# 調停手続相談会

予約不要

不動産

近隣トラブル

借金

交通事故

相続

労働問題

離婚・婚姻費用・養育費等



このようなトラブルでお困りの方に、裁判所の民事調停委員や家事調停委員が無料で手続相談をお受けします。お気軽にお越しください。(秘密は厳守します)  
なお、本相談会は税務、法律の相談会ではありませんので、ご注意ください。  
また、コロナ感染予防のため発熱等体調不良の方は、来場をご遠慮ください。

日時

令和5年11月25日(土)

10:00~15:30  
(受付終了15:00)

場所

かながわ労働プラザ

JR京浜東北・根岸線「石川町駅」中華街口(北口) 徒歩3分  
JR京浜東北・根岸線「関内駅」南口 徒歩8分  
横浜市営地下鉄ブルーライン「伊勢佐木長者町駅」出口2 徒歩12分  
横浜市営地下鉄ブルーライン「関内駅」出口1 徒歩12分



申込

予約不要・当日会場で受付

主催

公益財団法人 日本調停協会連合会  
横浜民事調停協会 横浜家事調停協会  
神奈川民事調停協会  
保土ヶ谷民事調停協会

後援

最高裁判所 横浜地方裁判所 横浜家庭裁判所  
横浜市民局

問合せ先

横浜地方裁判所 総務課庶務第二係  
横浜家庭裁判所 総務課庶務係

電話 045-664-8778

電話 045-345-3505

第39回

## 港北駅伝大会

2024年1月21日(日) 日産フィールド小机

## 募集期間

インターネット申込

2023年10月1日(日)~10月31日(火)  
(日付変更まで)

郵送申込

2023年10月1日(日)~10月25日(水)  
(必着)

## 募集要項 (部門・参加料)

レース	第1レース			第2レース				第3レース
部門	一般男子の部	高校男子の部	高校女子の部	一般混合の部	一般女子の部	中学男子の部	中学女子の部	連合町内会の部
1チーム人数	5人	6人	6人	6人	6人	6人	6人	9人
募集チーム数	70チーム	20チーム	10チーム	100チーム				
参加料	10,000円	【港北区内】4,500円 【港北区外】5,500円		10,000円	3,000円		5,000円	

※各レース上限100チームを超えない範囲で部門の定員を調整する場合がございます。

(例：応募締切時点での各応募数が、「一般男子の部」は80、「高校男子の部」が10の場合、「一般男子の部」の定員を80に調整する、など)

※応募者多数の場合は主催者による抽選を行います。

## 大会概要

- 大会名称：第39回港北駅伝大会  
 日時：2024年1月21日(日)  
 ※雨天決行、荒天中止  
 (路面凍結、積雪等)  
 スタート：第1レース：9時00分  
 第2レース：10時50分(予定)  
 第3レース：12時40分(予定)  
 会場：日産フィールド小机  
 (新横浜公園周回コース)



港北駅伝大会

検索

詳細はこちら



主催：港北駅伝大会実行委員会 共催：横浜マラソン組織委員会  
 後援：港北区スポーツ推進委員連絡協議会・港北区陸上競技協会  
 港北区中学校体育連盟・港北区連合町内会・港北区スポーツ協会・港北区役所  
 協力：医療法人五星会 菊名記念病院 横浜市陸上競技会 有志・横浜市港北スポーツセンター

## 港北区の犯罪発生状況

### (1) 刑法犯認知・検挙件数

	認知件数				検挙件数			
	令和5年 (1月～8月)	令和4年 (1月～8月)	前年増減		令和5年 (1月～8月)	令和4年 (1月～8月)	前年増減	
			件数	率 (%)			件数	率 (%)
<b>総数</b>	<b>1177</b>	<b>880</b>	<b>+297</b>	<b>+33.8%</b>	<b>513</b>	<b>454</b>	<b>+59</b>	<b>+13.0%</b>
凶悪犯	7	7	±0	±0.0%	9	8	+1	+12.5%
粗暴犯	80	61	+19	+31.1%	60	50	+10	+20.0%
窃盗犯	824	599	+225	+37.6%	353	326	+27	+8.3%
知能犯	139	84	+55	+65.5%	24	20	+4	+20.0%
風俗犯	11	15	-4	-26.7%	15	9	+6	+66.7%
その他	116	114	+2	+1.8%	52	41	+11	+26.8%

### (2) 窃盗犯認知・検挙件数

	認知件数				検挙件数				
	令和5年 (1月～8月)	令和4年 (1月～8月)	前年増減		令和5年 (1月～8月)	令和4年 (1月～8月)	前年増減		
			件数	率 (%)			件数	率 (%)	
侵入盗	空き巣	16	17	-1	-5.9%	49	15	+34	+226.7%
	事務所荒し	5	4	+1	+25.0%	0	2	-2	-100.0%
	その他	27	3	+24	+800.0%	32	30	+2	+6.7%
非侵入盗	自動車盗	4	1	+3	+300.0%	8	15	-7	-46.7%
	オートバイ盗	17	14	+3	+21.4%	0	2	-2	-100.0%
	自転車盗	230	185	+45	+24.3%	17	19	-2	-10.5%
	車上狙い	130	22	+108	+490.9%	92	37	+55	+148.6%
	ひったくり	1	3	-2	-66.7%	1	0	+1	---
	懸引き	48	42	+6	+14.3%	9	8	+1	+12.5%
	万引き	187	150	+37	+24.7%	95	89	+6	+6.7%
	その他	159	158	+1	+0.6%	25	109	-84	-77.1%

## 特殊詐欺発生状況 (令和5年1月～8月)

神奈川県内	港北区内
1,338件 (前年比 +157件)	65件 (前年比 +8件)
約27億2,700万円 (前年比 +3億8,800万円)	約1億2,674万円 (前年比 +2027万円)

## 港北警察署からの連絡



### 「港北防犯のつどい」の実施について

○開催日時：令和5年10月14日午前10時30分から

○開催場所：横浜市港北区師岡町700番地トレッサ横浜イベント広場

上記日時場所において、防犯意識向上のためイベントを開催することとなりました。

イベントでは、神奈川県警察音楽隊による演奏や防犯キャンペーンを実施する予定です。

ぜひ、皆様イベントにお越しください。

感染症対策をお願いします！



# 港北区町別犯罪発生状況

(令和5年8月末現在)

地区名	町名	凶悪犯	粗暴犯				窃盗犯											知能犯		その他刑法犯等	総計	前年同期	増減	増減比	特殊詐欺			
			暴行	傷害	恐喝その他	小計	侵入盗				非侵入盗							合計	詐欺							その他知能犯		
							空き巣	事務所荒し	その他	小計	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	ひったくり	置引き	万引き										その他	小計
日吉地区	箕輪町									1		2			5		8	8	2	1	11	11	±0	±0.0%	2			
	日吉		5	2		7		3	3			20	2		2	16	9	49	59	5	9	73	54	+19	+35.2%	1		
	日吉本町		4	2		6	1		2			26	3		1	8	3	41	49	9	5	63	27	+36	+133.3%	5		
	下田町		1			1						6	5		1	2		14	15	6	3	24	6	+18	+300.0%	4		
篠原地区	富士塚										1						1	1	2		3	4	-1	-25.0%	2			
	篠原台町																		1	1	2	0	+2	±0.0%				
	篠原町			1		1		1	2	3	1	2	6	1		4	9	7	30	7	8	49	36	+13	+36.1%	4		
	篠原西町							1	1										1	1	2	5	-3	—				
	篠原東											1					2	3	3	2	1	6	6	±0	±0.0%	3		
	仲手原		1	1		2	1		1	2							2	2	6	3		9	2	+7	+350.0%	2		
網島地区	網島台			1		1	1		1									2	2		5	5	±0	±0.0%	1			
	網島西		7	3		10	1		1		1	35			5	8	16	65	76	10	11	97	81	+16	+19.8%	5		
	網島東		1	1		2	1		1	2	2	15	2		1	18	7	45	49	3	6	58	76	-18	-23.7%			
	網島上町										1	1			1			3	3			3	6	-3	-50.0%			
城郷地区	鳥山町	1	1	1		2	2		2	4			3	3		9	3	2	20	27	4	2	33	25	+8	+32.0%	1	
	岸根町						3		1	4			2	6				3	11	15	2	6	23	11	+12	+109.1%	2	
	小机町		2	2		4			1	1	1	11		1	11	4	4	32	37	3	8	48	37	+11	+29.7%			
大曽根地区	大曽根						1	3	4			3					4	7	11	2	2	15	8	+7	+87.5%	1		
	大曽根台												1				3	4	4	1	1	6	5	+1	—	1		
樽町地区	樽町	1	2	1		3						11			1	18	6	36	40	6	4	50	57	-7	-12.3%	2		
新吉田・あすなろ地区	新吉田町						1	1	2			1	10		1	1	13	15	3		1	19	19	±0	±0.0%	1		
	新吉田東	2	1	1		2	2		1	3		1	9	12		1	7	9	39	46	4	5	56	38	+18	+47.4%	2	
新羽地区	新羽町		1			1		1	3	4		5	2	1		1	7	6	22	27	3	1	31	36	-5	-13.9%	3	
	北新横浜											2					5	3	10	10		1	11	7	+4	+57.1%		
菊名地区	新横浜	2	7	9	4	20			2	2		3	12			4	14	28	61	85	8	1	11	105	91	+14	+15.4%	1
	菊名	1	5	1		6			2	2			12			1	11	9	33	42	7	9	58	53	+5	+9.4%	4	
	大豆戸町		3			3			2	2			7	73			8	1	89	94	12	2	6	114	55	+59	+107.3%	1
	錦が丘		1	1		2												3	3	5	2	1	8	1	+7	+700.0%	1	
師岡地区	篠原北														1	5		5	4		5	14	4	+10	+250.0%	3		
	師岡町		1			1					1		15	1		2	22	10	51	52	7	5	64	48	+16	+33.3%	5	
	高田町											1						1	2	2		2	2	±0	—			
高田地区	高田東					2			2		1	3	6			2	5	17	19	3	2	24	6	+18	+300.0%	1		
	高田西		1	1		2	1		1	1	1	3	2		1	2	4	13	16	2	3	21	16	+5	+31.3%	2		
大倉山地区	大倉山		1	3		4	1	1	2			1	19	1		1	17	10	49	55	10	6	71	43	+28	+65.1%	5	
	港北区全体		7	45	31	4	80	16	5	27	48	4	17	230	130	1	48	187	159	776	911	135	4	127	1177	880	+297	+33.8%
前年同期			7	26	31	4	61	17	4	3	24	1	14	185	22	3	42	150	158	575	599	77	7	129	880			57
増減			±0	+19	±0	±0	+19	-1	+1	+24	+24	+3	+3	+45	+108	-2	+6	+37	+1	+201	+312	+58	-3	-2	+297		+8	

※ 赤色の数字は令和4年の同期より増加している犯罪を表しています。  
 ※ 数字は全て手集計による暫定値です。



## 港北区の交通事故発生状況



	発生件数	死者数	負傷者数	子供（件数）	高齢者（件数）
令和5年	420	0	495	33	118
令和4年	308	1	336	10	82
増減	+112	-1	+159	+23	+36
増減率	+36.4%	-100%	+47.3%	+230%	+43.9%

令和5年8月末現在（暫定値）

## 8月の事故の特徴（港北区内）

### 追突の事故が多く発生しています！

8月中、管内では51件中9件の追突事故が発生し、全体の約17%を占めています。

追突事故の原因として多いの前方不注意と動静不注意です。「脇見運転」や「ながら運転」をせず、他車の動きを予測、確認して安全運転を心掛けましょう。

### ワンポイントアドバイス！

- 車間距離を空ける
- 早めにブレーキを踏む
- 運転に集中する
- ライトは早めに点灯を



## 港北警察署からのお知らせ

### ☆秋の交通安全運動☆

9月21日（木）から9月30日（金）までの10日間、秋の交通安全運動が実施されます。

### スローガン

～安全は 心と時間と ゆとりから～  
～高齢者 模範を示そう 交通マナー～



### 重点

- こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の絶無
- 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 二輪車の交通事故防止

交通ルールを遵守し、  
安全運転にご協力をお願いします。





# 事故発生分析 (8月末)

## 発生時間 ワースト3

08時～10時	67件
16時～18時	63件
18時～20時	58件

朝・夕の通勤時間の人の流動が激しい時間帯に事故が多発しています！

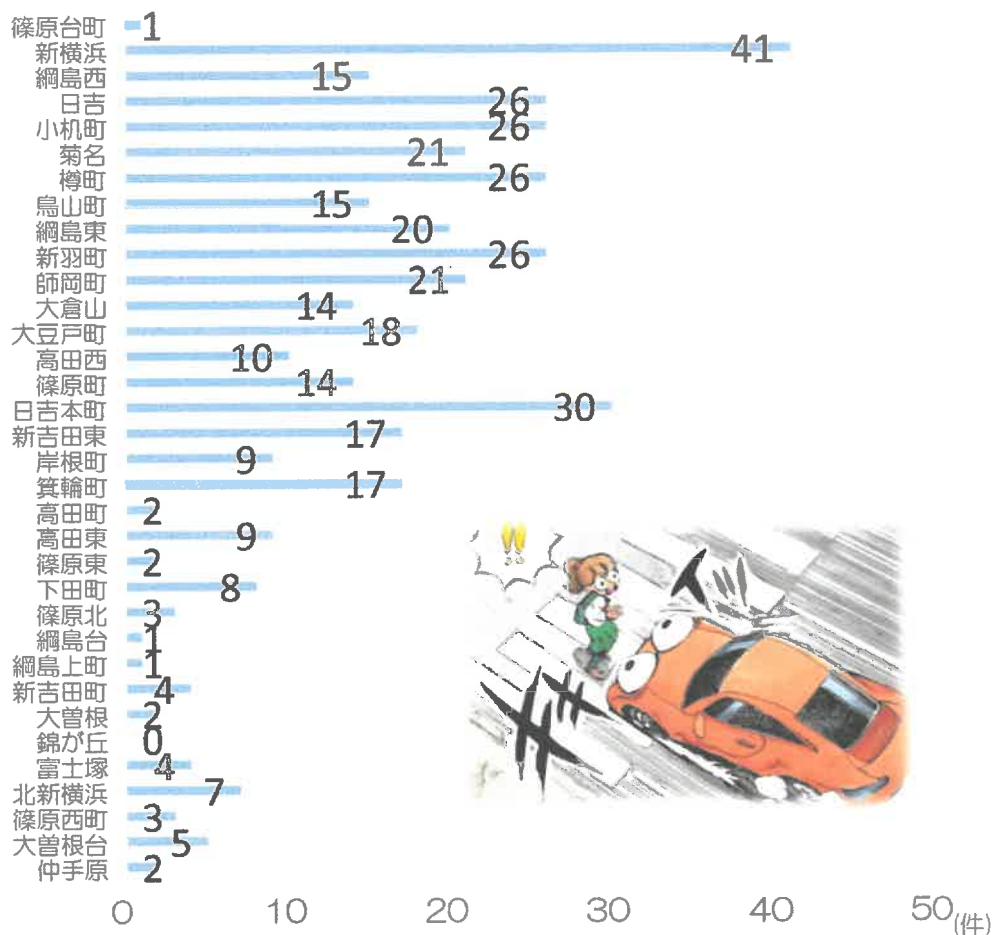
## 発生曜日 ワースト3

木曜日	81件
金曜日	69件
土曜日	63件

木、金、土曜の週末にむけて事故多発。  
週の後半は疲れが溜まりやすいので、十分な休息を取りましょう！

## 町名別 事故発生状況

※8月末 暫定値



# 港北区内の火災・救急状況について

区連会議  
令和5年9月22日  
港北消防署

## 火災情報

令和5年9月18日(月)現在

港北区内					
火災発生状況					
年別	令和5年	令和4年	増△減		
件数	55	49	6		
火災種別	建物	26	31	△5	
	林野	0	0	0	
	車両	7	7	0	
	船舶	0	0	0	
	航空機	0	0	0	
	その他	22	11	11	
損害	焼損床面積	381	276	105	
	死者	2	1	1	
	焼死等	2	1	1	
	放火自殺	0	0	0	
	負傷者	7	5	2	

横浜市内					
火災発生状況					
年別	令和5年	令和4年	増△減		
件数	530	453	77		
火災種別	建物	303	301	2	
	林野	0	0	0	
	車両	66	46	20	
	船舶	0	0	0	
	航空機	0	0	0	
	その他	161	106	55	
損害	焼損床面積	5,586	3,720	1,866	
	死者	10	9	1	
	焼死等	10	7	3	
	放火自殺	0	2	△2	
	負傷者	89	72	17	

主な出火原因				
	年別	令和5年	令和4年	増△減
1	放火(疑い含む)	12	2	10
2	たばこ	9	8	1
3	こんろ	6	5	1
4	電気機器	5	9	△4
5	配線器具	3	4	△1

主な出火原因				
	年別	令和5年	令和4年	増△減
1	放火(疑い含む)	90	60	30
2	たばこ	83	72	11
3	こんろ	56	52	4
4	電気機器	52	55	△3
5	配線器具	31	24	7

港北区連合町内会別火災発生状況		
合計	55	
日吉地区連合町内会	9	
綱島地区連合自治会	4	
大曽根自治連合会	0	
樽町連合町内会	0	
菊名地区連合町内会	7	
師岡地区連合町内会	0	
大倉山地区連合町会	5	
篠原地区連合自治会	4	
城郷地区連合町内会	8	
新羽町連合町内会	8	
新吉田連合町内会	5	
新吉田あすなろ連合町内会	0	
高田町連合町内会	3	
その他	2	

行政区別火災発生状況			
年別	令和5年	令和4年	増△減
合計	530	453	77
鶴見	43	37	6
神奈川	33	36	△3
西	30	22	8
中	58	35	23
南	33	17	16
港南	19	25	△6
保土ヶ谷	23	25	△2
旭	33	25	8
磯子	15	16	△1
金沢	25	16	9
港北	55	49	6
緑	21	24	△3
青葉	29	23	6
都筑	21	19	2
戸塚	41	46	△5
栄	14	15	△1
泉	15	15	0
瀬谷	22	8	14

消防団分団担当地区別火災発生状況		
合計	55	
第一分団	8	
第二分団	8	
第三分団	9	
第四分団	4	
第五分団	9	
第六分団	9	
第七分団	8	

※本年数値は速報値であり、確定値ではありません。



# 救急情報


令和5年9月18日(月)現在

港北区内救急状況			
年 別	令和5年	令和4年	増△減
件 数	14,478	13,928	550
急 病	10,395	10,159	236
一般負傷	2,464	2,298	166
交通事故	460	440	20
その他	1,159	1,031	128

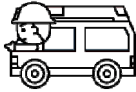
横浜市内救急状況			
年 別	令和5年	令和4年	増△減
件 数	181,073	174,565	6,508
急 病	129,839	125,531	4,308
一般負傷	31,440	29,930	1,510
交通事故	6,284	6,134	150
その他	13,510	12,970	540

行政区別救急状況			
年 別	令和5年	令和4年	増△減
鶴見	13,709	13,044	665
神奈川	11,173	10,869	304
西	7,588	7,132	456
中	13,338	12,484	854
南	11,204	11,042	162
港南	10,927	10,232	695
保土ヶ谷	9,782	9,632	150
旭	11,789	11,542	247
磯子	8,403	7,966	437
金沢	9,717	9,138	579
港北	14,478	13,928	550
緑	8,164	7,824	340
青葉	10,645	10,664	△ 19
都筑	7,883	7,465	418
戸塚	13,234	12,824	410
栄	5,682	5,464	218
泉	7,081	7,235	△ 154
瀬谷	6,243	6,043	200
市外	31	37	△ 6

※本年数値は速報値であり、確定値ではありません。



**救える命を救いたい！**  
**考えてみましょう…救急車の利用**



2023年度全国統一防火標語

**火を消して 不安を消して つなぐ未来**